

# 第三編 川内町合併後十ヶ年の歩み

## 第一章 政治

### 一、川内町日誌抄

昭和年月日

主 要 事 項

三〇、四、三五 川内村発足、旧川上村役場を本庁とし、旧三内村役場

を出張所と定め、本庁において川内村長職務代理者、  
渡部国恵によって開庁式を行なう。

三〇、四、三〇 川内村長、村議会議員選挙告示

三〇、五、五 立候補届出締切

村長 候補一名辞退につき大窪晴市一人（無投票）

村議 第一区定員十三名 立候補者十五名

第二区定員十三名 立候補者十三名（無投票）

三〇、五、二〇 第一区（川上地区）村議会議員選挙執行（投票率九五％）

選挙会を開催 村長大窪晴市 村議二十六名当選決定

三〇、五、二七 川上小学校において合併祝賀会開催

三〇、五、二六 周桑郡桜樹村大字滑川部落代表者合併について村長に

陳情

三〇、五、二九 臨時村議会を開催し助役、収入役を選任する。

助 役 田井 敏光

収入役 日野 恒好

三〇、五、三〇 三内、川上両消防団統合し新団長、副団長決定

団 長 佐伯伊達留

副団長 行元 義丸 勇 市作

三〇、七、三 七月定例村議会開催

滑川部落代表者、川内村編入について議会に陳情

三〇、七、三 元老近藤金四郎翁永眠された。

三〇、八、六 故近藤金四郎翁の告別式が自宅において準村葬にて執

行された。

三〇、九、二 庁舎建築準備委員会開催された。

三〇、九、五 去る六月八日金比羅寺境内に建立された故近藤金四郎

翁の胸像の除幕式が、翁の畏友岡本馬太郎氏を始め各

界の名士を迎え盛大に挙行された。

三〇、九、一八 川内村青年閉結成会開かれる。

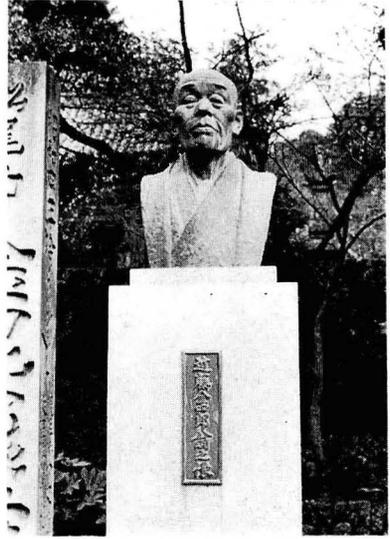
三〇、九、二九 村議会議員渡部数一死亡

三〇、九、三〇 台風二十二号来襲、井内で小災害あり。

三〇、一〇、一 国勢調査（人口一一、八六九人）

三〇、一、二 表川橋及び横河原橋改装起工式

三〇、一、三 十二月定例村議会開催



近藤金四郎翁の胸像（昭和30.9.15）  
河の内 金比羅寺境内

- 三、一、五 井内公民館落成式
- 三、一、九 東温五ヶ村消防団出初式が白雪皚々たる中、川上小学校々庭で行なわれた。
- 三、一、五 成人式を成人一六〇余名を招き、川上小学校で行なう。
- 三、二、九 川上地区村内電話完成
- 三、三、五 庁舎建築につき五業者の指名入札が行なわれ大同建設が落札した。
- 三、三、五 新庁舎建築起工式が現地で行なわれた。
- 三、三、三 黒森峠に至る道路に桜苗の植栽が地元青年団の手によって行なわれた。
- 三、三、三 定例村議会開催

- 三、四、二 川内村教育委員会委員並びに村議会第一選挙区補充選挙の告示
- 三、四、二〇 選挙会が開かれ無投票にて当選者決定
- 三、四、二三 横河原橋袖広場で郷土の名力士春日山関の追善相撲が、春日部屋の鏡里、大内山一行を招いて行なわれた。
- 三、五、二六 医師山本房次死亡、氏は大正五年から当地で開業し今日まで村医、学校医として村の保健につくされた人である。
- 三、六、七 滑川部落分村合併の熱望により、村長外係員が丹原財務事務所、中川村役場、滑川部落等を訪ね調査した。
- 三、六、九 川内橋竣工式
- 三、六、三〇 区長会を開催、滑川地区の合併、町制実施について承認を求める。
- 三、七、八 参議院議員選挙投票日、投票率六四％
- 三、七、三 県地方課長及び関係県会議員を招き、坂木氏宅で、川村当局者と滑川地区合併協議会を開催協議した。
- 三、八、一 村議会を開催し町制実施その他につき密議
- 三、八、五 中川村鞍瀬において滑川地区合併協議会を開催  
午後八時から村議会開催 滑川地区合併と町制実施について協議
- 三、八、七 村議会開催 滑川地区の合併並びに町制実施の議案可決
- 三、八、七 区長会を開催 滑川地区合併の了解を求めると共に、町制実施と併せ庁舎落成祝賀式等協議した。

- 三、八、三 臨時村議会を開催、役場の位置変更等の議決をする。
- 三、九、一 川内町の誕生、滑川地区の編入合併施行された。
- 三、九、八 新庁舎にて庁舎の落成、合併、町制の実施等併せ祝賀式が盛大に挙行された。
- 三、九、二 新庁舎で執務開始 三内出張所廃止
- 三、九、九 町議会を開催 滑川地区内の大字明河字塩嶽の区域の編入合併を議決した。
- 三、九、三 九月定例町議会を召集、教育委員会委員の選任等審議
- 三、一〇、一 戦歿者慰霊祭を忠霊塔前でしめやかに挙行なう。
- 三、一〇、八 臨時町議会を開催 法界門橋改修促進意見書の提出等審議
- 三、一、二 中学校統合委員会が組織された。
- 三、三、八 川内町、面河村共催の黒森峠県道開通式を県知事始め各界有志を招き、霜柱たつ現地で施行した。
- 三、三、三 三輪自動車ポンプ購入、入魂式を行なう。
- 三、三、四 十二月定例町議会を召集、予算、公平委員会設置条例決算の認定等を行なう。
- 三、一、九 川内、重信、小野、三ヶ町村の連合消防団出初式が、重信町南吉井小学校で開催され本町からは三百余名参加成人式を三内中学校講堂で行なう。
- 三、二、六 川内町老友会発会式が行なわれ会長に三津山保太郎就任
- 三、三、六 定例町議会開催
- 三、四、二 中学校統合委員会初会合開催

- 三、四、三 議会協議会を開き中学校統合用地の買い上げ価額等について協議
- 三、五、二 故陸軍上等兵小倉俊雄の町葬を三内中学校講堂で執行、引き続き戦歿者慰霊祭を行なう。
- 三、五、三 中学校敷地につき、午前九時から中学校統合委員会を午後一時から町議会を開催して協議する。
- 三、六、八 午後一時から中学校統合委員会を、午後五時から町議会を開催し、翌午前四時まで審議協議する。
- 三、七、四 農業委員会委員選挙、無投票となる。
- 三、八、六 高松宮殿下ゴルフ場起工式に御参会のため御来町、帰途町役場にお立寄になられ、道前道後水利開発計画等の御説明をきかれ、庁舎前で記念撮影をなし御帰還になられた。
- 三、八、〇 町議会を開催、統合中学校敷地買上げ決議、引き続き高組、御幸、松前各中学校を視察し、協議会を開く。
- 三、九、六 町議会開催 模範林の件、教育委員会の件その他を議決
- 三、一〇、四 法界門橋竣工
- 三、一、二 町議会開催 中学校の建築その他審議
- 三、二、八 町議会開催 中学校の建築その他議決、引き続き入札を執行
- 三、二、三 中学校建築起工式を現地で挙行なう。(大同建設)
- 三、三、一 第一回農村建設青年班の開講式を川上公民館で行なう。班員二十一名

- 三、一、三 三軒屋橋、板屋ノ子橋替架工事入札を行なう。三軒屋橋は森土建、板屋ノ子橋は松川組落札
- 三、一、二 東南温消防出初式を小野自衛隊広場で行なう。
- 三、一、五 成人式を三内中学校講堂で行なう。
- 三、二、七 第二回農村青年建設班開講式を行なう。
- 三、三、七 故菅野邦文の英霊が昨二十六日帰還、南昌寺において町葬を執行した。
- 三、三、元 町議会開催 予算等可決
- 三、四、四 郷友会設立総会開催
- 三、四、九 川内中学校の名目統合が四月一日から実施されたので川上教場、三内教場、滑川教場（松瀬川は三内教場へ収容）で入学式を行なう。
- 三、四、五 川内中学校開校式が旧三内教場講堂で行なわれた。
- 三、四、六 町議会協議会を開き学校建築その他を議した。
- 三、四、〇 第三回戦歿軍人慰霊祭が忠霊塔前で行なわれた。
- 三、五、六 町議会を開催し中学校第二期工事その他を審議
- 三、五、三 衆議院議員総選挙並びに国民審査投票日  
投票率 八三、三二パーセント
- 三、六、〇 東谷小学校プール開き。
- 三、七、五 町議会開催 国有林払下げその他を議す。
- 三、七、〇 町議会開催 中学校の建築、国有林払下げその他を審議
- 三、七、六 町議会開催 中学校建築追加予算可決
- 三、八、五 松山地方務局川内出張所建築地鎮祭執行

- 三、九、五 老人の日、早朝、老友会員忠霊塔に参拝し、名越座において総会を開く。
- 三、九、八 台風二十一号本土南岸に來襲、東海道以東の太平洋沿岸に大被害を生じたが、本町は被害なし。
- 三、九、四 町議会開催 予算その他審議、教育委員一名選任（神野平五郎）
- 三、二、二 川内公園、ゴルフ場竣工開場式
- 三、二、四 町議会協議会開催
- 三、二、六 臨時町議会を開催 予算その他議決
- 三、二、九 自治庁長官から新町建設の治績顕著の故をもって表彰された。
- 三、二、四 町議会議員菅野本次郎逝去告別式
- 三、二、六 中学校並びに法務局川内出張所落成式
- 三、三、五 第三回農村青年建設班キャンプ開所式
- 三、三、七 二日間酪農学校を開講した。
- 三、一、九 川内、重信、小野、三町村連合消防出初式を川内中学校で行ない、副知事他來賓多数盛況であった。
- 三、一、〇 町議会開催 川上小学校々舎の整備について協議
- 三、一、五 成人式を川内家政学校で行なう。
- 三、一、三 井内林道竣工式 営林署長以下関係者参集して現地で行なう
- 三、一、三 大字井内の川崎亘一家ブラジル移民壮行式を役場にて行なう。
- 三、一、六 愛媛県知事選挙 投票率八〇・二八パーセント

久松定武当選

三、二、一 第四回農村青年建設班開講

三、二、六 国有林割石東山地区第一回払受け契約を締結した。

三、二、三〇 全国町村会長から地方自治の治績顕著の故をもって表彰された。

三、三、四 町議会開催 予算、学校整備について審議

三、三、七 三月定例町議会開催

三、四、〇 皇太子殿下御結婚の日 役場事務を休む。

三、四、一 戦歿軍人の慰霊祭を家政学校で行なう。

三、四、二 酪農学校開講 講師北海道吉水統先生

三、四、三 大字南方曲里池田岩雄一家ブラジル移民壮行式を役場にて行なう。

三、四、三 愛媛県議會議員選挙 投票率八五・八四パーセント

三、四、六 派米青年白戸寧の壮行会

三、四、三〇 町長、町議會議員選挙 投票率九二・三六パーセント

三、五、〇 母子衛生実践会研究会を川内中学校で開催

三、五、〇 久松知事、衛生部長外來賓多数、実のいたった研究行事であった。

三、五、二 町議会開催 助役（田井敏光）、収入役（日野恒好）

三、五、二 選任同意

三、五、二六 農林大臣三浦一男来町、菖蒲堰その他視察

三、五、六、二 参議院議員選挙 投票率六五・〇三パーセント

三、五、七、三 町議会開催 県林業指導所の誘致、割石東山の立木処分等審議

三、七、七 酪農学校開講

三、七、六 町議会開催 川上小学校々舎整備、中学校技術科棟の竣工式挙行

三、八、八 台風六号来襲 表川、本谷川、井内川に被害がでた。

三、九、二 消防団幹部講習会を開く。石井、久谷、小野、重信、川内の各町村消防団役員並びにポンプ要員約三百名参集

講義、ポンプ操法等の講習を受けた。

三、一〇、六 町議会開催

三、一〇、二 国務大臣、経済企画庁長官菅野和太郎来町

三、一〇、三 旧三内中学校地を県林業指導所として愛媛県と貸与契約を結ぶ。

三、一、二 臨時町議会開催 町道認定議案等可決

三、一、二 酪農学校開講

三、一、三 町議会開催 収入役日野恒好病氣退職、後任者として高須實伝を選任した。

三、一、九 東温三ヶ町村の消防団連合出初式を重信中学校で挙行人成式（二一〇名）を家政学校で行なう。

三、二、一 第五回農村青年建設班開講

三、二、二 町議会開催

三、三、九 派米労務者佐藤国春の壮行会

三、三、二〇 大字滑川郷渡部弘方納屋から正午過ぎ出火した。三樞

蒸しの火の子の飛火からの由、密集した八戸を全焼し

近くの山林約二五〇町歩に延焼し、翌朝三時に漸く鎮

火、老婦一人、家畜等焼死した。

五、三、三 災害対策本部を役場に設け、救護対策に全力をそぐ。

五、三、三 故陸軍上等兵、仙波三郎の町葬を前松瀬川公民館で行した。

五、三、六 町議会開催 会期二日、予算、町有林立木伐採等決議

五、四、九 戦歿軍人慰霊祭を名越座で執行した。

五、五、七 中央婦人学級の開講式

五、五、六 町議会開催 中学校体育館建築その他審議

五、五、七 川内中学校体育館建築起工式

五、六、三 豪雨あり、八幡渡り及び表川護岸に被害を受けた。

五、七、五 農業委員会委員選挙 投票率八二パーセント

五、七、三 滑川海上の道前道後発電所建設事務所開所式あり。

五、七、三 第二回町盆踊り大会を中学校々庭で開く。三千人以上

参集盛会

五、八、七 消防団幹部講習会を荏原小学校で開く。本町からも役員幹部参加

五、八、六 酪農学校卒業式挙行

五、九、三 土谷藤原唯雄ブラジルコチャ産業車独移民に出発

五、九、七 町議会開催

五、一〇、一 国勢調査実施(人口一〇、八三〇人)

五、一〇、八 国有林第二回払下げ買受け契約を行なう。

五、一〇、二〇 衆議院議員選挙並びに国民審査

投票率八二・〇九パーセント

三、五、一、一〇 川内中学校体育館竣工式

五、三、三 第六回農村青年建設班開講式

五、三、三 十二月定例町議会開催

五、三、三 奈良天理高校ブラスバンド、中学校で演奏

五、一、九 東温三ヶ町村の消防団出初式を小野小学校で開催する。

五、一、五 成人式(該当者一三〇名)中学校体育館で行なう。

五、一、〇 消防団主催の防火啓蒙運動映画会を本日から各公民館

で実施

五、二、四 臨時町議会開催

五、二、二 川上小学校七十周年記念式挙行

五、二、四 第七回農村建設班開講式

五、三、三 臨時町議会開催

五、三、六 三月定例町議会開催 会期二日、三十六年度予算等議

決

五、四、五 県林業指導所開所式が行なわれた。

五、四、〇 則之内、亀田清久一家、渡米壮行会

五、四、三 戦歿軍人合同慰霊祭を中学校体育館で催す。

五、四、六 消防団長佐伯伊達留、日本消防協会から功績賞受賞者に指名され本日その伝達を受けた。

五、五、一 川上小学校講堂建築起工式を行なう。

五、六、三 町議会協議会を開催 母子センターの建設等審議す。

五、七、〇 七月定例町議会開催、監査委員の選任等十二議案可決

五、八、三 北方樋口弥三郎 壹百万円を教育振興費にと寄付申出

があつた。

- 五、九、三〇 九月定例町議会開催
- 五、二、五 母子健康センター建築起工式挙行
- 五、三、三 川上小学校講堂落成式を行なう。
- 五、三、五 十二月定例町議会開催
- 七、一、九 重信、川内二町連合消防団出初式を中学校々庭に挙行す。
- 七、一、五 成人式を中学校体育館で行なう。
- 七、一、七 北方カリコ谷鉱泉ボーリング開始
- 七、二、二 日本消防協会から表彰旗を東京の日本消防会館で授与された。
- 七、三、六 三月定例町議会開催 会期二日
- 七、三、三〇 消防四輪自動車ポンプを購入して入魂式を行なう。
- 七、三、三 川内高等家政学校廃止
- 七、四、二 母子健康センター落成式を行なう。
- 七、四、五 老友会総会が中学校体育館で開かれ、桜井忠温の講演があった。
- 七、五、六 戦歿者合同慰霊祭を中学校体育館で行なう。
- 七、七、二 町議会開催、東谷小学校々舎改築予算議決
- 七、八、三 東谷小学校々舎改築、公営住宅の建設、寄宿舎及び診療所の建築工事請負入札を行なう。  
 続いて二十八日地鎮祭を行なう。
- 七、九、二四 九月定例町議会
- 七、一〇、一 川内温泉施設の竣工式を行なう。
- 七、二、一 国道十一号線開通式を河之内トンネル口で挙行
- 七、二、六 中之町名越保一方午後一時五分出火全焼 母ノブ（八〇才）焼死
- 七、二、四 西谷小学校講堂、中央公民館の建築工事請負入札を執行した。
- 七、二、三 第一回町民運動会を中学校運動場で開催
- 七、三、五 十二月定例町議会開催
- 八、一、八 消防団出初式を重信中学校で行なう。三十二年ぶりの大雪十五糎余の積雪をみる。
- 八、一、五 成人式を中学校体育館で行なう。
- 八、一、三 愛媛県知事選挙、投票率八五・八七パーセント。
- 八、二、九 新しい寄宿舎への移転式を行なう。
- 八、三、七 東谷小学校改築校舎落成式を行なう。
- 八、三、九 町議会開催
- 八、四、八 臨時町議会開催
- 八、四、三 中央公民館の落成式を行なう。
- 八、四、三〇 町長、町議会議員選挙執行、投票率九四・三六パーセント
- 八、五、一 三内農協庁舎落成式あり。
- 八、五、七 初議会を開催、議長、副議長選任、助役に田井敏光を再任。
- 八、六、三〇 元村長、三津山保太郎永眠、告別式あり。
- 八、八、一 西谷小学校講堂落成式を行なう。
- 八、九、二〇 町営住宅建築入札
- 八、九、三六 九月定例町議会開催



仙波秀一翁の坐像(昭和39.12.19)  
町公民館前庭

三六、九、三 唐岬の滝、漱石句碑除幕式挙行

三六、二、三 衆議院議員選挙、投票率八五・八六パーセント

三六、二、三五 大窪晴市、川内中学校に「野口英世」胸像寄贈

三六、二、三四 十二月定例町議会開催

三六、一、八 重信、川内二ヶ町消防団出初式を川内中学校々庭で挙  
行

三六、一、二五 成人式を中学校体育館で行なう。

三六、三、 定例町議会開催

三六、四、七 県、営林署長を迎え、新桜三里の造成を期して植樹祭  
を、河之内トンネル口で行ない、桜の木を沿道に植栽  
する。

三六、六、三〇 川内中学校プール開き、鶴田義行氏等の模範泳技を紹介  
する。

三六、七、三 七月定例町議会開催

三六、八、四 梅ヶ谷林道起工式を現地で行なう。営林署長外参列  
する。

三六、八、二 東谷小学校校長住宅建築入札

三六、〇、〇 東谷小学校校長住宅竣工

三六、〇、〇 大字北方に伊予鉄バスが運行開始する。

三六、〇、三

オリンピック東京大会開催、川内町一ヶ谷安国寺生れ  
川内中学校卒業の岡本敬子、カヌー選手として出場

三六、二、三 ゴルフ場拡張工事竣工して開場式があった。

三六、二、三 大字井内北間まで伊予鉄バス延長運行が開始された。

三六、三、二 故旧川上村長仙波秀一翁の坐像が川上公民館前に建立  
されて、その除幕式が行なわれた。

三六、三、三 十二月定例町議会開催

三六、一、五 宇和島、松山間駅伝競争が行なわれ、町青年団参加、  
十六位(参加二十一チーム)

三六、一、八 川内警察官派出所の移転で、派出所並びに住宅の建築  
起工式を行なう。

三六、一、二四 増原恵吉国務大臣、経済企画庁長官就任挨拶に米町

三六、一、二五 成人式を川内中学校体育館で行なう。

三六、一、二〇 沖繩から伊波善成、町村事務研究のため米庁、二ヶ月

三六、一、二〇 間木町で研修を行なった。

三六、二、二八 川内町防犯協会結成式を行なう。

三六、二、二八 町議会を開催

三六、二、二六

川内自衛隊員父兄会の発会式が行なわれ、海上自衛隊

三六、三、二〇

の軍楽隊が町内パレード等を行なった。

四〇、三、四 三月定例町議会々々期六日間で本日から開催

四〇、四、六 川内警察官派出所落成式を行なう。

四〇、四、九 戦歿軍人慰霊祭を中学校体育館で行なう。

四〇、五、六 川内中学校生徒三十二名に赤痢菌保菌者発見、直ちに  
中学校体育館を臨時避病舎として隔離する。

四〇、六、二 臨時町議会開催、議会展員等の改選、赤痢対策等を協  
議

四〇、六、三 西谷小学校プール建設工事入札

四〇、六、五 本日から二、三日の予定で、県視光協会主催の町内視  
光診断が行なわれた。

四〇、七、四 参議院議員選挙。投票率八四・三三パーセント

四〇、七、六 臨時町議会開催

四〇、七、七 県グレイ射撃場が大字松瀬川音田に設営された。

四〇、八、六 西谷小学校プール開き。

四〇、九、三 中央消防連合会主催、消防ポンプ操法大会が開催され  
本町から消防四輪ポンプ、及び可搬ポンプ一台が出場

四〇、九、六 台風二十四号の接近に伴って集中豪雨があり、表川一  
ヶ所、宝泉川一ヶ所堤防決壊、又河之内日浦ヤナギン  
谷で地滑りを起し防災に務めた。

四〇、九、三 有線放送電話の改修工事入札執行

四〇、一〇、一 国勢調査実施人口一〇、〇六八八人、二、二八〇世帯

四〇、一〇、六 臨時町議会開催、有線放送電話施設改修工事契約の承  
認を求める。

四〇、二、三

川内町合併十周年記念式典を川内中学校体育館で開催  
町商工会主催の自動車パレード及び町内学校有志の作  
品、名品展示会等を行なう。

四〇、二、三

合併十周年記念運動会を中学校々庭で開く。つづいて  
午後体育館で町内有志の演芸大会が賑わしく催され  
た。

四〇、三、三〇

十二月定例町議会開催

四〇、一、九

消防出初式を重信町と連合にて川内中学校で開催  
母子体力づくり研修会開催

四〇、二、七

議会議員協議会開催

四〇、三、三

土谷小学校統合懇談会を土谷校で開く。

四〇、三、三〇

三月定例町議会を本日から六日間の日程で開催する。

四〇、三、三

天皇、皇后両陛下をお迎えして植樹祭が久谷村大久保  
で行なわれた。本町から一二〇名参加

四〇、四、七

町民運動会が川内中学校グラウンドで開かれる。

四〇、四、二四

第十一回戦歿者慰霊祭を執行する。

四〇、四、元

川上小学校プール建設工事入札、岡崎工務店八四〇万  
円で落札

四〇、五、元

大窪晴市勲五等双光旭日章受章祝賀会が川内中学校体  
育館で開催された。

四一、七、五

樋口弥三郎死去（川内町奨学資金百万円寄附者）

四一、七、五

農業委員会選挙執行される。

四一、七、元

七月定例町議会開催

四一、七、元

川上小学校プール開きを行なう。

- 四、八、三 東谷小学校プール改修竣工式を行なう。
- 四、八、六、云 東南温消防幹部講習会を中学校体育館で開く。
- 四、九、三 川内町防犯協会総会を開催する。
- 四、九、四 簡易水道工事の入札を行ない扶桑建設が落札
- 四、九、六、云 九月定例町議会開催
- 四、一〇、九 第五回愛媛県消防ポンプ操法競技会が小野自衛隊で開催され可搬ポンプ一台出場
- 四、一〇、一六 県立自然公園指定調査で本日から三日間現地踏査を行なう。
- 四、一一、二 元三内村長田井一十郎の告別式が行なわれた。
- 四、一一、七 町議会開催
- 四、一二、四 川内中学校でピアノ開きが行なわれた。
- 四、一二、五 川内町花いっぱい運動の会合が開かれた。
- 四、一三、五 松山東地区防犯総決起大会が松山市民会館で開催され町防犯協会役員並びに婦人会役員出席する。
- 四、一三、一〇 三内農業協同組合稚蚕共同飼育所の落成式が行なわれた。
- 四、一三、一四 十二月定例町議会開催
- 四、一三、一六 年末仕事納め、経済課及び税務課が公民館内事務室に移転。
- 四、一三、二二 松山ライオンズクラブから交通安全標識の引渡式を川内橋袂で行なう。
- 四、一、一 愛媛県知事選挙の告示
- 四、一、八 衆議院議員選挙の告示
- 四、一、九 消防出初式が重信中学校グラウンドで開催される。
- 四、一、一五 臨時町議会を開催、中学校図書館の建築等議決成人式を中学校体育館で行なう。
- 四、一、一五 東南部山岳地帯が皿ヶ嶺連峰県立自然公園として指定された。
- 四、一、一六 愛媛県知事選挙執行
- 四、一、一六 衆議院議員選挙執行
- 四、二、一〇 臨時町議会開催
- 四、二、一〇 建國記念日として制定後第一回記念日を迎える。
- 四、二、二 川内中学校図書館建築工事入札、岡崎工務店落札
- 四、二、五 NHK川内テレビ局開局式が役場で行なわれた。
- 四、三、六 皿ヶ嶺連峰県立自然公園の開園式がゴルフハウスで行なわれた。
- 四、三、一四 臨時町議会開催
- 四、三、一六 簡易水道役員会を開催し、各戸給水工事実施及び加入促進方依頼
- 四、三、二〇 助役田井敏光退職
- 四、三、三三 土谷小学校閉校式を同校で行なう。
- 四、三、三三 三月定例町議会が本日から四日間の日程で開催される。
- 四、三、二二 寿電気株式会社の誘致について土地所有者と話し合いの会を開く。

## 二、選挙

三内、川上両村合併後の川内町(村)の行政は、町(村)長及び町(村)議会議員ならびに各種行政機関の適切妥当な推

進によって、新町建設計画に基き以下各章に記述するよう  
な積極的に目覚しい発展をとげたのである。  
町(村)民の政治意識も高まり各種選挙が次のように行な  
われた。

種別	投票年月日	有権者数	投票総数	投票率	有効投票数	無効投票数	立候補者数	定員	備考
町(村)長選挙	昭和 三〇・五・〇	無投票							
	三四・四・三	六、五八〇	六、〇七四	九二・三六	六、〇〇九	六五	二	一	
	三六・四・三	六、五七七	六、一六八	九四・三六	五、九八八	一八〇	二	一	
町(村)議会議員選挙	三〇・五・〇	旧村別選挙							
	三四・四・三	六、五八〇	六、〇七四	九二・三六	六、〇三三	五一	二元	二六	旧村各一三名宛
	三四・四・三	六、五七七	六、一六八	九四・三六	六、〇六八	一〇〇	三元	二六	
愛媛県知事選挙 (川内町分)	三〇・	旧村別選挙							
	三四・一・六	六、五七	五、二八一	八〇・二六	五、二六八	一三	二	一	
	三六・一・六	六、二五五	五、三七七	八五・八七	五、三五八	一三	三	一	
愛媛県議会議員選挙 (温泉郡選出 川内町分)	四三・一・六	六、二六一	五、四六〇	八七・二二	五、四三九	二二	二	一	
	三四・四・三	六、五六六	五、六三六	八五・八四	五、六一五	二二	六	三	
	三六・四・七	無投票						二	
参議院議員選挙	三三・七・八	六、〇九九	三、九二七	六四・三九	三、七六九	一五八	三	一	( )全国区
衆議院	三三・五・三	六、六七	五、五五八	八三・三三	五、五三六	二〇	六	三	
参議院	三四・六・二	六、五七一	四、二七三	六五・〇三	三、九一〇	六七	三	一	
					四、二〇六	三六三	三		

三、歴代町(村)長、助役、収入役

役職	代順	氏名	就任年月日	退職年月日	退職理由	備	考
町(村)長	一	大窪晴市	昭和 三〇・五・一〇	昭和 三四・五・九	任期満了	大字井内	
	二	大窪晴市	三〇・五・一〇	三六・五・九	〃	〃	
	三	大窪晴市	三六・五・一〇	〃	〃	〃	
助役	一	田井敏光	三〇・五・二九	三四・五・二六	任期満了	大字松瀬川	
	二	田井敏光	三四・五・二九	三八・五・二六	〃	〃	
	三	田井敏光	三八・五・二九	四二・三・三〇	依願退職	〃	
収入役	一	日野恒好	三〇・五・二九	三四・五・二六	任期満了	大字則之内	
	二	日野恒好	三四・五・二九	三八・五・二六	病氣	〃	
	三	高須賀 伝	三四・三・二二	三八・三・二二	任期満了	大字南方	
	四	高須賀 伝	三八・三・二四	〃	〃	〃	

衆議院	〃	三五・二・一〇	六三・七〇	五・三・三九	八三・〇・九	五・一・八四	四五	三	
参議院	〃	三七・七・一	六五・三四	五・〇・一〇	七六・六・六	(四・八・三)	(一七)	一	( ) 全国区
衆議院	〃	三六・二・三	六三・三九	五・四・二六	八五・八・六	(四・五・三)	(四七七)	三	
参議院	〃	四〇・七・四	六二・三二	五・二・四七	八四・三・三	(四・七・八)	三三	一	
衆議院	〃	四一・一・二九	六三・三四	五・二・三三	八二・六・二	五・二・〇八	(五・二・九)	三	



助  
役

田井敏光  
(初、2、3代)



町  
長

大窪晴市  
(初、2、3代)



収  
入  
役

高須賀 伝  
(3、4代)



収  
入  
役

日野恒好  
(初、2代)



議  
長  
(副議長)

永井為藏  
(3代)(副議長2代)



議  
長

高須賀鉄次郎  
(2代)



議  
長

名越明香  
(初、4、5代)



副  
議  
長

高橋藤一  
(5代)



副  
議  
長

佐伯正春  
(4代)



副  
議  
長

近藤朝見  
(初、3代)

四、町(村)議会正・副議長

氏名	代順	就任年月日	退任年月日	退任理由	備考
近藤朝見	一	昭和三〇・五・二三	昭和三四・四・三	町長選挙立候補のため	大字南方
永井為蔵	二	昭和三四・五・二一	昭和三五・五・二七	申合せ任期満了	大字松瀬川
高須賀鉄次郎	三	昭和三六・五・二七	昭和三六・五・二〇	任期満了	大字南方
名越明香	四	昭和三六・五・二七	昭和三〇・六・二	申合せ任期満了	"
名越明香	五	昭和三〇・六・三			"
近藤朝見	一	昭和三〇・五・二三	昭和三四・五・九	任期満了	大字河之内
永井為蔵	二	昭和三四・五・二一	昭和三五・五・二七	申合せ任期満了	大字南方
近藤朝見	三	昭和三六・五・二七	昭和三六・五・二〇	任期満了	大字河之内
佐伯正春	四	昭和三六・五・二七	昭和三〇・六・二	申合せ任期満了	大字河之内
高橋藤一	五	昭和三〇・六・二			大字南方

五、町(村)議会議員

第一回町(村)議会議員 (昭和三〇、五、一〇選挙)

氏名	当選年月日	退任年月日	退職理由	部落	備考
名越朝香	昭和三〇・五・一〇	昭和三四・四・三	町長選立候補	南方	議長
近藤朝見	"	"	任期満了	河之内	副議長
高須賀鉄次郎	"	"	"	松瀬川	
渡部数太	"	"	"	北方	
佐伯惟揚	"	"	"	河之内	
松川玉樹	"	"	"	北方	

菅野木次郎	昭和三二・三	死亡	南方
亀田善一	昭和三四・五・九	任期満了	則之内
高須賀巽	"	"	北方
甘井清務	"	"	井内
神野正策	"	"	則之内
菅野健一	"	"	南方
仙波親恵	"	"	北方
大西梅吉	"	"	南方
北条胤美	昭和三六・三	病氣	則之内
永井為蔵	昭和三五・五・九	任期満了	南方

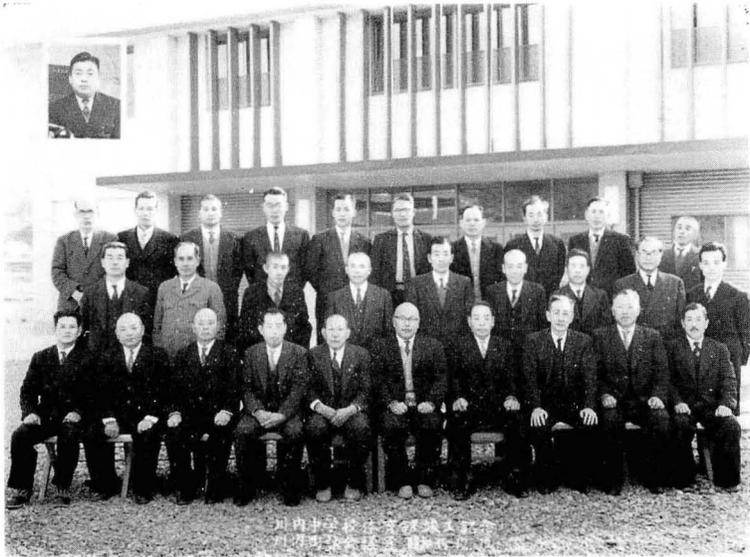


第1回町(村)議会議員 (昭和 30.5~10)

氏名	就任年月日	退任年月日	退職理由	部落	備考
高須賀鉄次郎	昭和 三三、五、一〇	昭和 三六、五、九	任期満了	松瀬川	議長
永井為蔵	"	"	"	南方	副議長
田中正親	"	"	"	北方	
玉井亀三郎	"	"	"	北方	
高橋藤一	"	"	"	南方	
高須賀利光	"	"	"	南方	

第二回町議会議員 (昭和三四、四、三〇選挙)

相原寿秋	昭和 三〇、五、一〇	昭和 三四、五、九	任期満了	南方	
八木仲好	"	"	"	井内	
佐伯正春	"	"	"	則之内	
小倉元一	"	"	"	則之内	
高須賀友市	"	"	"	河之内	
江戸常一	"	"	"	北方	
佐伯辰次	"	"	"	上谷	
近藤幸三郎	"	"	"	河之内	
近藤安長	"	"	"	河之内	
渡部敦一	"	昭和 三〇、九、一五	死亡	松瀬川	
今井春長	昭和 三三、四、三〇	昭和 三五、五、九	任期満了	松瀬川	当補欠選



第 2 回町議会議員（昭和34.4.30）



第 3 回町議会議員（昭和38.4.30）

今井春長	昭和三十四、五、一〇	昭和三十六、五、九	任期滿了	松瀬川
大西梅吉	"	"	"	南方
玉井明憲	"	"	"	滑川
近藤朝見	"	"	"	河之内
神野正策	"	"	"	河之内
村上倬美	"	"	"	河之内
宇和川恒行	"	三、七、三	社会教育 主事就任	則之内
甘井清務	"	三、五、九	任期滿了	井内
細川光義	"	"	"	南方
北条正之	"	"	"	則之内
渡部数太	"	"	"	北方
細川繁一	"	"	"	南方
松木義光	"	"	"	北方
岡田熊五郎	"	"	"	明河
佐々木喜十郎	"	"	"	河之内
田中正一	"	"	"	南方
大野賢一	"	三、四、二四	町長選立 候補	松瀬川
佐伯正春	"	三、五、九	任期滿了	則之内
佐伯秀一	"	"	"	土谷
渡部篤雄	"	"	"	北方
				副議長

氏名	就任		退職理由	部落	備考
	年月日	年月日			
名越明香	昭和三十六、五、一〇			南方	議長
佐伯正春	"			則之内	副議長
佐伯伊達留	"			松瀬川	
渡部数太	"			北方	
菅野忠	"			松瀬川	
近藤甚吾	"			河之内	
高橋藤一	"			南方	副議長
渡部昌一	"			南方	
高市正一	"			南方	
甘井清務	"			井内	
長曾我部憲	"			則之内	
渡部憲明	"			滑川	
黒瀬鬼久夫	"			南方	
岡田熊五郎	"			明河	
仙波親恵	"			北方	
菅野藤吉	"			北方	
相原初	"			吉久	

第三回町議會議員（昭和三八、四、三〇）

六、各種委員会委員

神野 正策	昭和三六、五、二〇	則之内	
玉井 明憲	"	滑川	
佐々木 岩雄	"	南方	
三津山 恵生	"	松瀬川	
成川 繁高	"	北方	
近藤 朝見	"	河之内	
江戸 明一	"	北方	
渡部 国恵	"	北方	
大西 梅吉	"	南方	

委員会名	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
選挙管理委員会委員	田井 敏光	昭和三〇・七・三	昭和三三・七・二	助役
	渡部 鶴一	"	"	
	酒井国太郎	"	"	
	片山常次郎	"	"	
	田井 敏光	三三・七・一五	三六・七・二四	助役
	酒井国太郎	"	"	
	野中 正邦	"	"	
	田中 宗平	三五・一〇・二九	"	
		片山後任		

川内町監査委員	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
片山常次郎	三・七・二五	三五・〇・三六	病氣辞任	
田井 敏光	三六・七・二〇	三九・七・九	助役	
橋本平太郎	"	"		
戒能 茂	"	"		
近藤幸三郎	三八・四・一九	三九・四・一九	立候補辞任	
菅野 健一	三八・四・一九	三九・七・二九	近藤幸三郎後任	
田井 敏光	三九・七・二九	四二・三・二〇	助役	
菅野 義計	"	"	辞任	
花山佐一郎	"	"		
宇和川 顕一	"	"		
高須賀 薫明	四二・三・三〇		田井敏光後任	
大西 時久	三〇・七・二三	三三・七・二	学経	
甘井 清務	三〇・五・二三	三三・六・八	議公	
佐伯 正春	三三・六・一八	三四・五・九	"	
大西 時久	三三・七・二三	三六・七・二	学経	
甘井 清務	三四・五・二一	三六・五・〇	議公	
大西 時久	三六・七・二〇	三九・七・九	学経	
玉井 明憲	三八・五・二七	四〇・六・二	議公	
菅野 健一	三九・七・二七		知経	
佐伯 正春	四〇・六・二		議公	

## 七、県議会議員

本町住民で今までに県議会議員に選出された者は次の諸氏である。

氏名	住所	久米郡のちの温泉郡選出年	業績の概要
玉井正興	松瀬川	明治三二年	河川の治水
宇和川宇太郎	則之内	明治三二年	
仙波良太郎	松瀬川	明治四〇年	
松木喜一	南方	大正一八年	横河原橋架設

\*

町議会議	機関	人数	摘要
議長	臨時例會	七	議決 財務、消防、選挙、財産の管理及び処分に関する事項。その他の委員会の所管に属さない事項に関する事務
	総務常任委員会	七	
	文教厚生常任委員会	六	教育、福祉並びに保健衛生に関する事務
	建設常任委員会	六	土木、建築その他建設事業に関する事務
	産業経済常任委員会	七	産業経済、公有林の育成並びに農業振興に関する事務
	議事事務局	二	

## 八、行政機関及び行政組織

行政機関は機構を整備し、事務の改善に努め、能率の向上と町民福祉の増進をはかっている。

近藤金四郎	河之内	昭和二年	議会議長
渡部鹿太郎	南方	昭和四年	黒森線の開通
		昭和六年	
		昭和八年	
		昭和十年	
		昭和十二年	
		昭和十四年	
		昭和十六年	
		昭和十八年	
		昭和二十年	
		昭和二十二年	
		昭和二十四年	
		昭和二十六年	
		昭和二十八年	
		昭和三十年	
		昭和三十二年	
		昭和三十四年	
		昭和三十六年	
		昭和三十八年	
		昭和四十年	
		昭和四十二年	
		昭和四十四年	
		昭和四十六年	
		昭和四十八年	
		昭和五十年	
		昭和五十二年	
		昭和五十四年	
		昭和五十六年	
		昭和五十八年	
		昭和六十年	
		昭和六十二年	
		昭和六十四年	
		昭和六十六年	
		昭和六十八年	
		昭和七十年	
		昭和七十二年	
		昭和七十四年	
		昭和七十六年	
		昭和七十八年	
		昭和八十年	
		昭和八十二年	
		昭和八十四年	
		昭和八十六年	
		昭和八十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
		昭和九十六年	
		昭和九十八年	
		昭和九十年	
		昭和九十二年	
		昭和九十四年	
	</		

昭和三九、五、一現在

行政委員会		町役場			
農業委員	民生児童委員	固定資産評価審査委員	監査委員	選挙管理委員会委員	4
二	三	二〇	二	二	二
事務局		収入役 會計		出納	
		住民課		建築、土木、農業振興、林業 土地改良、商工 住民登録、選挙、配給、国民 年金、戸籍、諸証明	
		経済課		一般診療、入院治療	
		診療所		妊産婦、助産、乳幼児指導	
		母子センター		民生、心配、相談、国保、衛 生、観光、募金、住宅、各種団体	
		福祉課		賦課、徴収、諸税相談、土地 及家屋台帳	
		税務課		庶務、財政、消防、人事、用度 給与、タイブ、用務、統計 交換、有線放送、設備	
		総務課		職員	
		収入役 會計		二 六 一 〇 九 五 四 七 八 九	
農業委員	民生児童委員	固定資産評価審査委員	監査委員	選挙管理委員会委員	3
二	三	一九	二	二	二
事務局		収入役 會計		有線放送	
		住民課		農業、土木、林業、配給	
		経済課		一般診療、入院治療	
		診療所		衛生、國保、賦課、徴収、民生、 衛生	
		母子センター		民生、心配、相談、国保、衛 生、観光、募金、住宅、各種団体	
		福祉課		庶務、議会、選挙、戸籍、 消防、統計、文書	
		税務課		町民税、固定資産税、土地 家屋、雑税	
		総務課		職員	
		収入役 會計		二 七 六 八 四 七	

昭和三一、九、一



## 九、役場の變遷

年月日	三内村役場	年月日	川上村役場
明治三三、三九	保免旧高須賀品一宅 安国寺本堂	明治三三、三四	小坂渡部藏五郎宅 中之町坂本公賢持家
昭和九、六	則之内乙六、五九の一 番地 則之内甲二、八〇番 地新築	大正四、八、〇	小坂 城謙三持家 (基督教会) 北方三五番地 北方二二七番地の一 に新築
〃 三〇、四、三五	川内村役場		北方二、二七番地(旧川上村役場)
〃 三九、八	同 出張所 川内町役場		則之内甲二、八〇番地(旧三内村役場) 南方三六番地に新築、移転事務開始

旧川上村役場棟札(昭和三十九年十月大改築の時発見)

表

裏

大正四年 六月二十五日	天神地祇八百萬神川上村役場一字建立守護仮 社司 野口盛延謹行
----------------	-----------------------------------

一、大正三年貳月貳拾五日 温泉郡川上村々会ニ於而同村  
大字北方字揚式千貳百七拾七番地之第壹ニ予算総額五千  
円ヲ以而新ニ新築スル事ヲ可決ス

一、大正四年一月 敷地埋立工事ヲ起シ順次地形ヲ為ス  
一、大正四年三月一日大工方工事ヲ起ス

一、関係者人名  
村長 松木喜一 助役 仙波秀一  
建築委員 坂本 公徳 渡部 平太  
渡部 綱久 名越啓次郎

一、設計者 松山市出測町 須之内菊蔵  
佐伯文四郎 寺田 次郎

一、大工職 北方 渡部弥三郎 松瀬川 森 喜太郎  
全 土屋光次郎 全 大石 皆恵

全 忽那普次郎 南方 相原与三郎  
全 加藤 茂

一、地形及石工職 温泉郡三津浜町新立 住家助五郎  
一、大正四年五月貳拾八日柱建開始

一、大正四年拾壹月拾貳日ノ御大典中ニ於テ上棟式執行ス

## 十、川内町役場庁舎の建築

合併村の役場庁舎を新たに建築することは、合併の基本  
条件であつて、その位置については研究論議の末、大字南  
方市場の二八六番地、坂本鎮雄所有の宅地一、〇〇四坪と屋  
敷田一反四畝四歩を居住家屋一〇四坪と共に、二二五万円  
で譲り受けていたものである。昭和三十一年二月十八日、  
第一回協議会を開催して建築にふみきり、不用建物の処分



旧川上村役場 (大正4.8.20)



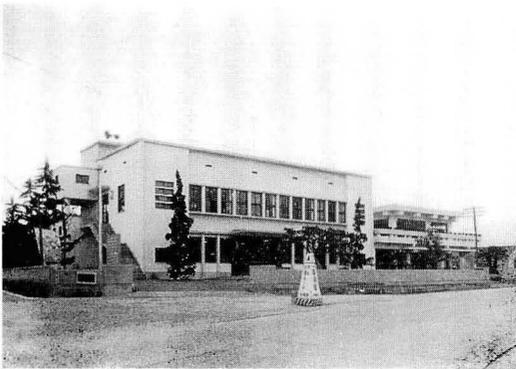
旧三内村役場 (昭和9.6.6)

五日起工式を挙行し、新村礎の第一歩本村最初の鉄筋建築工事が槌音たかく開始されたのであった。

工事は順調に進み事故もなく八月に完成した。位置は新村中央に位し、延々とつづく国道十一号線に臨み前方表川沿いに広々とした田園を見渡す白亜の殿堂、総坪数二三二、〇九坪、二階建鉄筋コンクリートの

居住者五世帯の立退き、耕作者の離作補償等々の問題を幹旋処理の上、建築工事設計を松山市の後藤種一に依頼した。かくして同月村議会に於て、永井為藏、近藤朝見、菅野健一、神野正策、松川玉樹の五名を選任して建築管理を委任、又事業者を指名して、同年三月五日指名競争入札を村議会議員全員立会のもとに執行し、請負金額一、一九〇万円で株式会社大同建設の落札するところとなり、三月十

庁舎が竣工された。そこで九月八日を卜して、滑川地区の編入合併及び町制実施を記念し、合せて庁舎落成の祝賀式を、久松愛媛県知事を始



川内町役場 (昭和31.9.8)



合併当時の町役場職員

め町内外の関係者代表百余名を招いてとり行なった。祝賀会に祝賀撒餅、町内婦人会主催の演芸会、商工会主催の舞踊等多彩な催があつて、三日間にわたる祝賀行事も町民の喜びの内にその幕を閉じた。九月十日役場事務を新庁舎に移転し、三内出張所を廃した。

一、新庁舎総敷地	一、四、三坪七合
一、建築物	三、四坪三合
鉄筋本館 一階	五、五、七坪
二階	七、六、七坪
塔屋	四、六、七坪
附属木造平屋	四、五、三坪
書庫	三、五、五坪
書庫	三、五、五坪
三階書庫	三、五、五坪
計	九、九、七坪
計	八、一、七坪
一、事業費	一、六、四、〇〇、三六八円
土地買上費	二、二、五、〇〇〇
工事費	一、三、六、五、〇七六
備品設備費	七、七、七、〇〇一
雑費	六、六、八、三六九

### 十、川内町表彰される

昭和三十三年十一月十九日自治庁長官から「新町建設の治績顯著」の廉をもって表彰された。十二月十八日愛媛県

知事室に於てその伝達式が行なわれ、町長はその面目をほどこした。

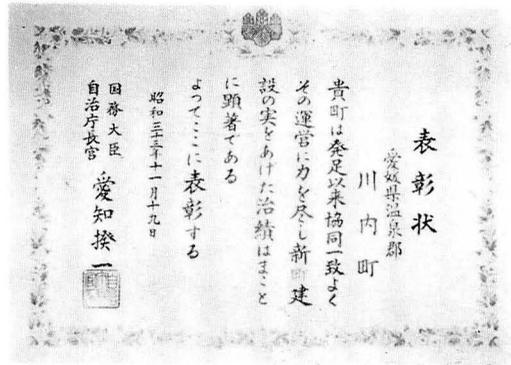
表彰状

愛媛県温泉郡川内町  
 貴町は発足以来協同一致よくその運営に力を尽し  
 新町建設の実をあげた治績はまことに顕著である  
 よってここに表彰する  
 昭和三十三年十一月十九日  
 国務大臣 愛知 揆一  
 自治庁長官

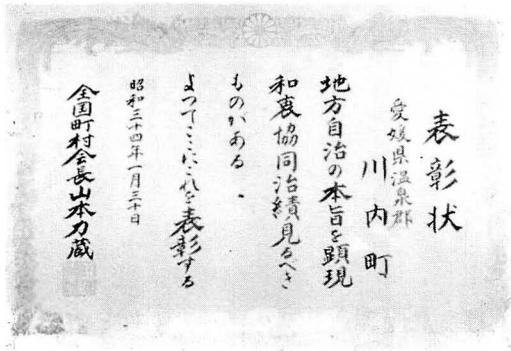
ついで翌年一月三十日開催、全国町村会定期総  
 会において同会長から全国の模範的な優良町村と  
 して表彰された。

表彰状

愛媛県温泉郡川内町  
 地方自治の本旨を顕現和衷協同治績見るべきもの  
 がある よってここにこれを表彰する  
 昭和三十四年一月三十日  
 全国町村会長 山本力蔵



自治大臣表彰状



全国町村会会長表彰状

十二、町内にある官公署

(昭和三十九年十月調)

名 称	設置年月日	所在地	所 長	就 任	所員	事業内容	備 考
中国四国農政局道前道後 平野農業水利事業所道後 支所	昭和三、二、元	南方 市場	渡部 武	昭和三二年二月 昭和三二年二月 昭和三二年二月	四	水路工事設計監 督	
松山宮林署川上担当区所	明治三	南方 下沖	小松 吉伸	昭和三二年八月	一	国有林並びに官 行造林管理	昭和三二年現地へ移 転新築
松山地方務局 川内出張所	明治四、七、三〇	南方 下沖	山本 治生	昭和三二年八月	二	諸登記	昭和三年現地へ移 転新築
愛媛県食糧事務所 川内出張所	昭和三、一〇、一	北方 下沖	長岡 重雄	昭和三二年四月 昭和三二年四月 昭和三二年四月	三	穀類の検査調査	
川 内 郵 便 局	明治七、二、六	北方 小坂	渡部 満久	大正九年四月	六	郵便電報為替	昭和四、三、二 現地へ移転新築
愛媛県林業試験場	昭和五、三、〇	則之内 一ヶ谷	鳥山 三郎	昭和三二年四月 昭和三二年四月	元	林業一般	昭和元年四月二日 名称変更
道前道後発電所	昭和五、一、六	河之内 田桑	村上 輝男	昭和元年一月	四	発電事業	
県用水管理所中山出張所	昭和五、四、一	河之内 落手	赤岡 弘	昭和元年四月	一〇	水利配水	
松山東警察署 川内警察官派出所	明治元、九	南方	和田 寛一	昭和六年九月	一	警察行政	昭和六年現地へ移 転新築
三内警察官駐在所	明治三、四、三	則之内 一ヶ谷	矢野 晴夫	昭和五年一月	一	警察行政	昭和九年現地へ移 転改築

### 十三、合併十周年記念行事

川内町も合併以来十年の年月を経て、外觀実質ともにめざましい発展をとげた。昭和四十年になり一時期を画する合併十周年記念が久松県知事・衆議院議員関谷代議士、郡選出県会議員外町内外の合併後の自治行政協力者二百余名の参集を得、次のような行事が催された。



松山地方法務局川内出張所（昭和35年）  
（大字南方下沖）



松山営林署川上担当区事務所（昭和37年）  
（大字南方下沖）



農林省川内出張所

- 一、神事 十一月二十二日午前八時 役場
- 二、記念式 十一月二十二日午前十時 中学校体育館

町長式辞・町会議長挨拶

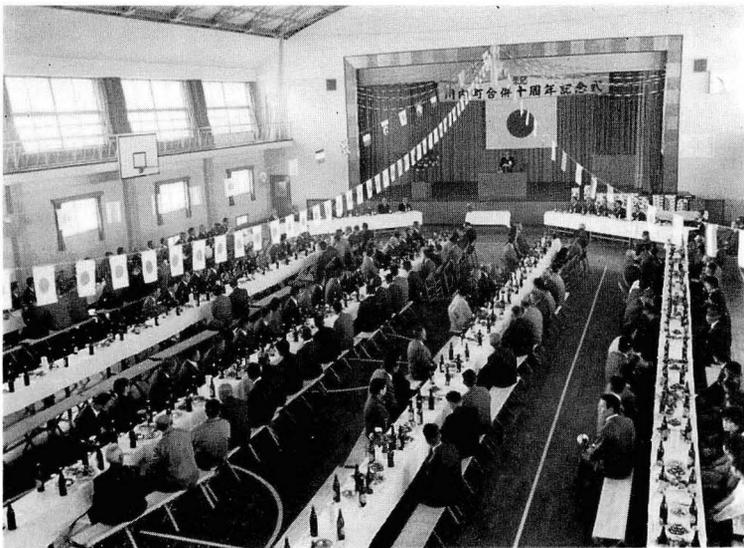
感謝状並びに表彰状の贈呈

来賓祝辞 万才三唱 終って祝宴

この式で表彰状並びに感謝状が贈呈されたのは次の通りである。

表彰状並びに感謝状の贈呈

氏名	住所	内容
名越朝香	南方	町会議長として新町の円満発展につくした功績
永井為蔵	南方	
高須賀鉄次郎	松瀬川	
近藤朝見	河之内	町議会議員として引き続き在職して(十年)町政発展につくした功績
佐伯正春	河之内	
大西梅吉	南方	
甘井清務	井内	
神野正策	則之内	
渡部正太	北方	
永野正	松山	川内町初代教育長として中学校統合に対する治績
高須賀義男	南方	川内中学校初代校長としてよい校風の樹立と町教育の基礎をつくった治績
高岡繁市	則之内	教育委員会委員又委員長として教育行政の運営の向上を計った功勞
北川淳一郎	松山	川内町誌第一、二編の編纂の功勞
菅野仲次	南方	産業振興の功勞
川井野又一	南方	
佐伯伊達留	松瀬川	消防永年勤続の功勞
勇市作	則之内	
篠森徳太郎	南方	



川内町合併10周年記念式場(昭和40.11.22)

松末虎之助	森善満	田井君要	野中君子	菅野寿明	高須賀益美	佐伯唯恵	竹内頼衛	宇和川光雄	田井尚昌	白戸正臣	仙波直記	高須賀伝	田井敏光	北方下古市	北方上古市	松瀬川音田	松瀬川水越納税組合	川内町交通安全協会	日野恒好
吉久	松瀬川	則之内	北方	井内	河之内	則之内	河之内	則之内	松瀬川	則之内	北方	南方	松瀬川						則之内
													永年勤続役員		合併以来完納したことに感謝	交通安全の指導と啓蒙の功勞	収入役としての功勞		

川内町社会福祉協議会長から感謝状贈呈

氏名	住所	内容
曾我部音蔵	土谷	多年に亘り町民生事業に従事された。
村上倅美	河之内	
亀田イサ子	則之内	
渡部幸	南方	
渡部経広	北方	
杉原英一	南方	
橋本トシヨ	松瀬川	

三、作品展示会 十一月二十二、三日

中学校体育館、中央公民館

イ 小、中学校生の図画・習字・作品

ロ 一般有志の絵画・書道・写真・色紙・生花・名石等

四、町民大運動会 十一月二十三日 中学校運動場

五、演芸会 十一月二十三日 中学校体育館

吟詠・琴・万才・踊・唄・寸劇・剣舞等

なお川内町商工会は自動車五十余台を連れ、色々装飾を施こし町内をパトローカー先導にて巡回した。

# 第二章 財政

## 一、歳入歳出決算

(1) 川内村、川内町年度別会計別決算状況表(総括)

出	歳		入	歳		会計別	年度別
	通	普		通	普		
	會計	會計		會計	會計		
繰入、出調整後小計	昭和30年度						
繰入、出調整後合計	三十一						
繰入、出調整後合計	三十二						
繰入、出調整後合計	三十三						
繰入、出調整後合計	三十四						
繰入、出調整後合計	三十五						
繰入、出調整後合計	三十六						
繰入、出調整後合計	三十七						
繰入、出調整後合計	三十八						
繰入、出調整後合計	三十九						
繰入、出調整後合計	四十						

(単位 円)





(1) 町民税	四、三四四、六四八	八・〇	三七五	四、七四五、七三三	六・三	四一九	六、三九九、四四〇	五・八	五七七	八、一八五、四六二	四・八	七三三
(イ) 個人分	均等割 五七六、〇〇〇			六四六、〇〇〇		六七三、〇〇〇				六八四、〇〇〇		
	所得割 三、七〇八、〇八八			三、九〇〇、〇三三		四、六三〇、九八〇				四、三三五、五四三		
	均等割 九、五〇〇			一一、〇〇〇		一二、〇〇〇				一四、一〇〇		
(ロ) 法人分	所得割 五〇、八〇〇			一五七、五五〇		一〇九、五〇〇				三、六一八、二〇〇		
(2) 固定資産税	八、三〇〇、八〇〇	一五・四	七二八	八、二四一、八八八	一〇・九	七二七	九、九六二、九五二	九・〇	八八二	一〇、三九六、九四〇	六・二	一九九
(イ) 土地	五、六〇〇、八〇〇			五、四五〇、八九八			五、七五〇、九五二			五、六四九、九四〇		
(ロ) 家屋	二、〇五六、〇〇〇			二、一一一、〇〇〇			二、七〇〇、〇〇〇			三、一六九、〇〇〇		
(ハ) 償却資産	五三三、五〇〇			五四七、〇〇〇		三三	八三四、九〇〇			七五七、六七〇		
(ニ) 納付金、交付金	一四、一九〇			一三三、〇〇〇		六七、〇〇〇	六七、〇〇〇			七〇、〇〇〇		
(3) 軽自動車税	二六六、〇〇八	〇・五	三三	三七八、二八〇	〇・五	三三	六三三、一七五	〇・六	五六	八八七、三三〇	〇・五	七八
(4) たばこ消費税	二、二六二、五四〇	四・二	一九六	二、三五一、六三〇	三・一	二〇八	二、九三三、八一〇	二・七	二六三	四、四〇七、〇〇〇	二・六	三八九
(5) 電気ガス税	一、二四四、〇〇〇	二・三	一〇九	一、三六〇、八〇〇	一・八	一一〇	二、五〇〇、四三二	二・三	三三九	三、九四四、七五八	二・三	三四九
(6) 木材引取税	二、四八四、四四三	四・六	二五	一、六九一、九二九	二・三	一四九	二、四〇二、〇六〇	二・二	二二三	一、九八九、二五六	一・二	一七六
(7) 旧法による自転車荷車税	四、〇〇〇	〇	〇	三、五四〇	〇	〇	—	—	—	—	—	—
2、地方交付税	一五、〇一九、〇〇〇	二八・〇	一、三三六	一九、八六六、〇〇〇	二六・四	一、七五五	二六、五七九、〇〇〇	二四・一	二、五五三	二七、六五四、〇〇〇	一六・三	二、四四四
3、財産収入	五六、四九一	〇・一	五	一五、六六九	〇・二	一四	二、〇九五、二八八	一・九	一八六	一、三三二、一八六	〇・八	一一七
4、分担金及負担金	五八七、〇〇三	一・一	五一	七〇五、八六五	〇・九	六三	六六五、七三九	〇・六	五九	六三四、六六六	〇・四	五六
5、使用料及手数料	八八六、六三〇	一・六	七六	六四九、八三〇	〇・九	五七	七八四、四四一	〇・七	六九	一、二五六、二五〇	〇・七	一一一
6、国庫支出金	二、〇九三、四四四	三・九	一八一	五、六五〇、三三三	七・四	一四九五	二、七五〇、二八四	二・五	二四三	一、三九九、五三四	六・六	九八四
7、県支出金	一、五九三、〇四五	二・九	一三八	一、五八四、四三三	二・〇	一三四	五、二六四、八八九	四・八	四六六	五、八七七、九八三	三・五	五一九
8、寄附金	一、七六六、五三三	三・三	一五三	二、一九一、八四〇	二・九	一九三	三、四三〇、五九一	三・一	三〇三	二、八二一、六八五	七・六	一、一三七
9、繰入金	一五〇、〇〇〇	〇・三	一三	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一・三	八八二	二四、五八二、七四〇	二・三	二、七七	四九、〇〇〇、〇〇〇	二九・〇	四、三三一
10、繰越金	九〇、〇五五、〇二〇	一六・八	七二二	一〇、二四二、四三二	一三・六	九三	二二、八四三、五三三	一一・七	一、三三七	三三、三四八、二四四	一三・一	一、九六五

歳入科目	年度別		昭和三八年度		昭和三九年度		昭和四〇年度		歳入合計	雑収入	11、雑 12、町 償
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%			
1、町 民 税	二八、九八四、二五四	二・四	二七、四〇四、九五七	三・六	三、七五〇、〇八九	二〇・六	三、〇六七	二八、九八四、二五四	三、七九九、〇六三	七・〇	
(1) 町 民 税	八、三四六、五五三	六・二	六、八三三、六三〇	五・六	五、四三六、二六九	三・五	五、二五五	八、三四六、五五三	〇	〇	
(イ) 個人分	五五八、三〇〇		五四五、七〇〇		五四二、五〇〇		五四二、五〇〇	五五八、三〇〇			
所得割	四、七七八、二五三		四、五五三、〇〇〇		四、三〇〇、六九八		四、三〇〇、六九八	四、七七八、二五三			
均等割	一八、〇〇〇		一四、四〇〇		一三、一〇〇		一三、一〇〇	一八、〇〇〇			
所得割	二、九九二、〇〇〇		一、七三〇、四九〇		五六九、八七一		五六九、八七一	二、九九二、〇〇〇			
(2) 固定資産税	一〇、四四六、九七九	七・七	一一、二四三、五八〇	九・三	一六、二四四、八四五	一〇・五	一、五六六	一〇、四四六、九七九			
(イ) 土 地 税	五、六六四、一七九		五、九七四、一〇〇		五、九七三、一〇〇		五、九七三、一〇〇	五、六六四、一七九			
(ロ) 家 屋 税	二、五九五、三〇〇		二、七二六、六〇〇		三、一八三、八一一		三、一八三、八一一	二、五九五、三〇〇			
(ハ) 償 却 資 産 税	一、三五六、一〇〇		一、五九七、三〇〇		一、四五五、七八四		一、四五五、七八四	一、三五六、一〇〇			
(ニ) 納付金、交付金	八三一、四〇〇		九四五、五四〇		五、六〇二、一四〇		五、六〇二、一四〇	八三一、四〇〇			
(3) 軽自動車税	一、二六〇、八八〇	〇・九	一、四九〇、八五〇	一・三	一、七八四、三二〇	一・二	一、七八四、三二〇	一、二六〇、八八〇			
(4) たばこ消費税	四、六四五、五七〇	三・四	五、〇四二、七七〇	四・二	五、二二七、九五〇	三・四	五、〇四五	四、六四五、五七〇			
(5) 電気ガス税	三、三六一、八四八	二・五	二、一三五、六八七	一・八	二、〇四四、四七五	一・三	一、一八八	三、三六一、八四八			
(6) 木材引取税	九三、三〇四	〇・七	六六八、四五〇	〇・六	一、〇四二、二三〇	〇・七	一〇一	九三、三〇四			
(7) 車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—			
2、地方交付税	三四、三四七、〇〇〇	二五・四	四九、一三〇、〇〇〇	四〇・五	五五、三〇五、〇〇〇	三五・八	五、三四二	三四、三四七、〇〇〇			

中学校建築特別会計含む

昭和三八年度

昭和三九年度

昭和四〇年度

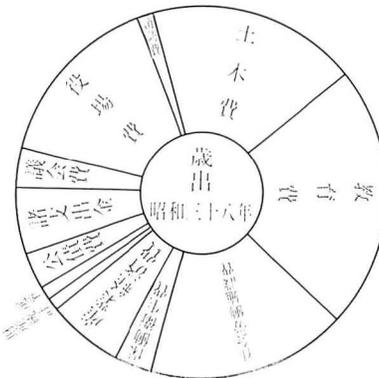
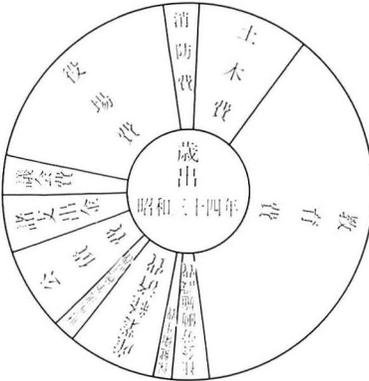




歲出合計	昭和二八年年度				昭和二九年年度				昭和四〇年度			
	金額		%		金額		%		金額		%	
	金額	%	人口一 人當り	(二〇四)	金額	%	人口一 人當り	(二〇五)	金額	%	人口一 人當り	(二〇五)
14、繰出金	一、九七五、四七六	一・七	一七八	一三〇、三〇四	九〇、一〇三、六五七	一〇〇、〇〇〇	八、五四七	二〇、四九八、八二五	一〇〇、〇〇〇	一〇、六七三		
13、諸支出金	四、六一、八四七	四・一	四一九		一、四六、二一九	一・八	一三九	〇	〇			
12、公債費	三、三四、〇五〇	三・〇	三〇四		三、七六、五六七	四・一	三五三	四、四三六、八二五	四・〇	四三九		
11、選挙費	一、三七六、七六六	一・二	一二五		四、四三、〇三三	〇・五	四三	六、七四九、六一	六・一	六五二		
10、統計調査費	二〇、七八三	〇・〇	二		二、四四、〇三三	〇・五	四三	六、七四九、六一	六・一	六五二		
9、財産費	八五、九六五	〇・七	七四		二、六八、〇五	二・〇	二〇五	二、四、八七九	二・三	二三四		
8、産業經濟費	八、二四、八四三	七・一	七三七		一、六三、九四三	一・八	一五五	二、五七六、九八	二・三	二四九		
7、保健衛生費	三、七八、四三八	三・三	三三八		一、四四、六三〇	一・六	一四〇	七、四九、三三	一・五	一六九		
6、社会労働施設費	一九、四一七、三九九	一七・一	一七六三		五六一、五〇〇	〇・六	五三	一、一〇、四九	一・一	一一四		
5、教育費	二六、〇二、六一〇	二二・九	二、三六二		九、七七〇、三四四	一〇・八	九二七	一四、一七四、二九五	一三・八	一、三六九		
4、土木費	二、二八三、八九七	一・八	一、九三二		三、九三、二六〇	四・四	三七七	六、六六六、六八三	六・一	六四六		
3、消防費	一、五〇九、二七七	一・三	一三七		五、六五一、二一九	六・三	五三六	六、八三六、四九九	六・二	六六〇		
2、役場費	一七、三一、七八三	一・五	一、五七三		二、四八二、九八三	二・八	二、〇三八	二、五三三、〇四五	一・八	一、九八		
1、議公會費	三、六八、三四四	三・五	三六〇		四、九八九、二五四	五・六	四七三	五、一九〇、四九九	四・七	五〇三		
歲出合計	四三、七九一、八四四	四〇・〇	三、七八四	一三〇、三〇四	九〇、一〇三、六五七	一〇〇、〇〇〇	八、五四七	二〇、四九八、八二五	一〇〇、〇〇〇	一〇、六七三		
11、選挙費	六二七、九九五	一・四	五三		四〇一、五六五	〇・五	三六	一、〇三五、八五	〇・七	九三		
12、公債費	二、九四四、八二七	六・七	二五四		三、八六六、五四四	四・四	三四二	三、二八九、八四	二・三	二九一		
13、諸支出金	四八〇、二六五	一・一	四三		一、二二五、七一九	一・四	一〇八	一、七四四、八三	一・三	一五四		
14、繰出金	一、五〇〇、〇〇〇	三・四	一三〇		八八	一・一	八九	一、二五〇、三〇〇	〇・八	一〇七		
歲出合計	四三、七九一、八四四	四〇・〇	三、七八四	一三〇、三〇四	九〇、一〇三、六五七	一〇〇、〇〇〇	八、五四七	二〇、四九八、八二五	一〇〇、〇〇〇	一〇、六七三		
1、議公會費	六〇一、四五五	一・〇	五三		四〇一、五六五	〇・五	三六	一、〇三五、八五	〇・七	九三		
2、總務費	三、二五八、八三三	五・三	二八七		三、八六六、五四四	四・四	三四二	三、二八九、八四	二・三	二九一		
3、民生費	四八五、七九〇	〇・八	四三		一、二二五、七一九	一・四	一〇八	一、七四四、八三	一・三	一五四		
4、衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇	一・六	八八		一、〇〇〇、〇〇〇	一・一	八九	一、二五〇、三〇〇	〇・八	一〇七		
5、農林水産費	六二、五六一、八九二	五・五	五、五八		八七、九八七、四一九	二〇・〇	七、七七一	一四八、八八四、四〇七	一三、五〇			
6、商工費	一、六三、九四三	一・八	一五五		五六一、五〇〇	〇・六	五三	一、一〇、四九	一・一	一一四		
7、土木費	一、四四、六三〇	一・六	一四〇		九、七七〇、三四四	一〇・八	九二七	一四、一七四、二九五	一三・八	一、三六九		
8、消防費	一、六三、九四三	一・八	一五五		五六一、五〇〇	〇・六	五三	一、一〇、四九	一・一	一一四		
9、教育費	二、六八、〇五	二・〇	二〇五		二、四四、〇三三	〇・五	四三	六、七四九、六一	六・一	六五二		
10、災害復旧費	四、四三、〇三三	四・一	四三		二、四四、〇三三	〇・五	四三	六、七四九、六一	六・一	六五二		
11、公債費	三、七六、五六七	四・一	三五三		四、四三、〇三三	〇・五	四三	六、七四九、六一	六・一	六五二		
12、諸支出金	一、四六、二一九	一・八	一三九		一、四六、二一九	一・八	一三九	〇	〇			
13、予備費	〇				〇			〇				
歲出合計	九〇、一〇三、六五七	一〇〇、〇〇〇	八、五四七	一三〇、三〇四	九〇、一〇三、六五七	一〇〇、〇〇〇	八、五四七	二〇、四九八、八二五	一〇〇、〇〇〇	一〇、六七三		

歳 出

歳 入



(3) 財産に関する調書（昭和三十九年度決算書による）

(一) 総括

普通行政財産 計	土地	木造	非木造	物計
	平方メートル 二六、五七三、〇九〇 二六、六六六、五五六	平方メートル 一六、六七四、二九五 一六、九六九、六九五〇	平方メートル 六、九五〇、六四五〇	平方メートル 二二、六四四、二九五〇 二二、九一九、二九五〇

(二) 行政財産

庁舎 消防施設 水防施設 母子センター 診療所 幼稚園 寄宿舎 公民館 公園 公共住宅 温泉 火葬場 有線放送	土地	木造	非木造	物計
	平方メートル 五、五八六、一八三 九三 三三三 二、四八三 〇 六四、六五九 二、九七五 一、二二七 二、四四五 一、一八〇 四、八八四 七、七二二	平方メートル 一、二二 九八 三三三 四三六 四三六 二、九九 七九 四六九	平方メートル 一、二二六 二七 五、六〇一 一〇六 一八、三〇〇 一八八五 四六九	平方メートル 一、三九九 一、二二 九八 三三三 四三六 二、九九 七九 四六九

(三) 普通財産

山林 住宅 家屋 計	土地	木造	非木造	物計
	平方メートル 二六、五七三、〇九〇 二六、五七三、〇九〇 七九〇	平方メートル 二、九五〇、六四五〇	平方メートル 二、九五〇、六四五〇	平方メートル 二、九五〇、六四五〇 二、九五〇、六四五〇

四 山林の権利区分

直営林	面積	立木推定	積蓄量
分収林	一、五七一、八〇〇	五、四八三	一、五七一、八〇〇
学校林	二、八八一、七〇〇	八、四二一	二、八八一、七〇〇
消防林	一、五八〇、六〇〇	二、〇一六	一、五八〇、六〇〇
神社林	七五、九〇〇	二、〇一六	七五、九〇〇
採新草萱地	一、五三三、三〇〇	四、六五一	一、五三三、三〇〇
部落施業地	二、一三七、六〇〇	四、六五一	二、一三七、六〇〇
官行造林	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇
県行造林	一、一七一、三〇〇	一、一七一、三〇〇	一、一七一、三〇〇
日赤造林	九一六、四〇〇	九一六、四〇〇	九一六、四〇〇
貸付地	四、五九〇、〇〇〇	四、五九〇、〇〇〇	四、五九〇、〇〇〇
計	二六、五七三、〇〇〇	三九、四〇〇	二六、五七三、〇〇〇

(五) 動産	物件	〇件
(六) 物件	温泉試さく件	〇件
(七) 無体財産	有価証券	一、三三五
(八) 出資による権利	全国治水砂防協会出資	一、五〇〇
	川上森林組合出資	一、四八〇
	三内森林組合出資	六三三
	愛媛県農業信用基金協会出資	二、〇〇〇
	愛媛県信用保証協会出資	一、二四三
計		一、二四三



歳出状況

(単位 円)

年	内		計	
	職員給	給料	旅費	手当
昭和三年	一八一、〇〇〇	一、〇〇〇、二一九	一、六六四	二四、三二七
昭和四年	三五五、七三三	二〇〇、七六六	一〇、八八〇	四三、三八八
昭和五年	四〇〇、九九一	二四二、〇八六	一〇、四〇〇	六一、五〇〇
昭和六年	六四四、九九九	三三三、三三三	一、一六七	一五〇、〇〇〇
昭和七年	一、二四〇、五六一	二八三、七〇〇	二七、九四三	〇〇〇、〇〇〇
昭和八年	一、七八八、五四六	二、二六八、九九九	二八、八〇三	四三三、八三三
昭和九年	二、〇一八、五四九	一、一七四、七五八	—	共済費
昭和十年	二、三九一、五〇八	一、五〇六、三四九	—	五四四、七九八
昭和十一年	—	—	六〇九、九〇〇	一八三、五七〇
昭和十二年	—	—	—	九〇、三九九
昭和十三年	—	—	—	二六六、一六〇
昭和十四年	—	—	—	七、五〇〇
昭和十五年	—	—	—	八七、四〇〇
昭和十六年	—	—	—	一八、九一八
昭和十七年	—	—	—	九〇、〇五〇
昭和十八年	—	—	—	〇
昭和十九年	—	—	—	〇
昭和二十年	—	—	—	〇
昭和二十一年	—	—	—	〇
昭和二十二年	—	—	—	〇
昭和二十三年	—	—	—	〇
昭和二十四年	—	—	—	〇
昭和二十五年	—	—	—	〇
昭和二十六年	—	—	—	〇
昭和二十七年	—	—	—	〇
昭和二十八年	—	—	—	〇
昭和二十九年	—	—	—	〇
昭和三十年	—	—	—	〇
昭和三十一年	—	—	—	〇
昭和三十二年	—	—	—	〇
昭和三十三年	—	—	—	〇
昭和三十四年	—	—	—	〇
昭和三十五年	—	—	—	〇
昭和三十六年	—	—	—	〇
昭和三十七年	—	—	—	〇
昭和三十八年	—	—	—	〇
昭和三十九年	—	—	—	〇
昭和四十年	—	—	—	〇
昭和四十一年	—	—	—	〇
昭和四十二年	—	—	—	〇
昭和四十三年	—	—	—	〇
昭和四十四年	—	—	—	〇
昭和四十五年	—	—	—	〇
昭和四十六年	—	—	—	〇
昭和四十七年	—	—	—	〇
昭和四十八年	—	—	—	〇
昭和四十九年	—	—	—	〇
昭和五十年	—	—	—	〇
昭和五十一年	—	—	—	〇
昭和五十二年	—	—	—	〇
昭和五十三年	—	—	—	〇
昭和五十四年	—	—	—	〇
昭和五十五年	—	—	—	〇
昭和五十六年	—	—	—	〇
昭和五十七年	—	—	—	〇
昭和五十八年	—	—	—	〇
昭和五十九年	—	—	—	〇
昭和六十年	—	—	—	〇
昭和六十一年	—	—	—	〇
昭和六十二年	—	—	—	〇
昭和六十三年	—	—	—	〇
昭和六十四年	—	—	—	〇
昭和六十五年	—	—	—	〇
昭和六十六年	—	—	—	〇
昭和六十七年	—	—	—	〇
昭和六十八年	—	—	—	〇
昭和六十九年	—	—	—	〇
昭和七十年	—	—	—	〇
昭和七十一年	—	—	—	〇
昭和七十二年	—	—	—	〇
昭和七十三年	—	—	—	〇
昭和七十四年	—	—	—	〇
昭和七十五年	—	—	—	〇
昭和七十六年	—	—	—	〇
昭和七十七年	—	—	—	〇
昭和七十八年	—	—	—	〇
昭和七十九年	—	—	—	〇
昭和八十年	—	—	—	〇
昭和八十一年	—	—	—	〇
昭和八十二年	—	—	—	〇
昭和八十三年	—	—	—	〇
昭和八十四年	—	—	—	〇
昭和八十五年	—	—	—	〇
昭和八十六年	—	—	—	〇
昭和八十七年	—	—	—	〇
昭和八十八年	—	—	—	〇
昭和八十九年	—	—	—	〇
昭和九十年	—	—	—	〇
昭和九十一年	—	—	—	〇
昭和九十二年	—	—	—	〇
昭和九十三年	—	—	—	〇
昭和九十四年	—	—	—	〇
昭和九十五年	—	—	—	〇
昭和九十六年	—	—	—	〇
昭和九十七年	—	—	—	〇
昭和九十八年	—	—	—	〇
昭和九十九年	—	—	—	〇
昭和一百年	—	—	—	〇

二、基本財産特別会計決算

(1) 特別会計川内村、川内町年度別決算状況表

歳入状況

歳出状況

(単位円)

年度別	歳入		歳出		歳入合計	歳出合計			
	歳入	歳出	歳入	歳出					
昭和三十一年	五九、三二、七七一	四四、一、六六九	四九、九、八〇〇	一、〇八九、四八八	六一、三五一、七四八	五〇、七二、五九九	六、〇〇〇、〇〇〇	〇	五六、七二、五九九
三十一年	七、八七七、七三八	六九九、五九〇	〇	一、四〇〇、四九九	八〇、六三八、三三六	五九、二八四、〇三八	一三、五〇〇、〇〇〇	〇	七三、七八四、〇三八
三十二年	四三、六〇五、六三六	〇	〇	〇	五、四九九、六六六	二、八七八、〇三八	一六、二九五、六七三	〇	三八、七三三、七〇一
三十三年	六〇、七九、九七一	〇	〇	〇	七四、〇七七	五五、二九五、八九八	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	五五、五九五、八九八
三十四年	一四三、〇四一、〇一一	〇	〇	〇	一六一、七〇三、四四四	二九、七六六、〇八六	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	二九、七六六、〇八六
三十五年	八七、〇六〇、七六三	一四、〇三六、〇三六	〇	〇	一〇一、二九三、三三八	四三、六〇九、九〇五	二四、八四七、七四〇	〇	六八、四五八、六四五
三十六年	四一、八七三、三五〇	二、三三八、〇〇〇	〇	〇	一三、一九七、三三八	五六、六七七、二七八	五五、二六、〇〇〇	〇	一一、八八八、二七八
三十七年	四一、八七三、三五〇	五、一七、五三三	〇	〇	六、二、五九九、八四一	四〇、五一、五四五	一五、七五九、四三〇	〇	五六、二七〇、九七五
三十八年	四一、九三七、九三三	二九、〇〇六	〇	〇	二、四五五、〇七九	一四、三九一、三四	一、二九五、〇〇〇	〇	一九、三八二、三四
三十九年	二、一七六、三六六	〇	〇	〇	二七、二五一、〇三七	一九、〇一、三九七	八八、〇〇〇、〇〇〇	〇	一九、九八三、三九七
四〇年	六六、五〇、九九〇	二、二七五、二五五	九四九、七九二	二、五九、八二七	七八、八〇五、七八五	四八〇、九七五、七三八	一四三、九九八、八四三	〇	六二四、九七四、五八一

(2) 国民健康保険特別会計(事業勘定)決算

歳入状況

(単位円)

年度別	歳入		歳出		歳入合計	歳出合計		
	歳入	歳出	歳入	歳出				
昭和三十一年	一、一七、七八二、〇〇〇	五、〇六三、六六七	七三、四〇〇	二、九六、四三三	一、一七、八五五、四〇〇	八三〇、三〇六	六八、四九三	一五、三六五、二二一
三十一年	四、六〇四、七七七	五、六七八、〇四三	七、七、〇〇〇	四、二六六、四九一	四、六八一、七七七	〇	二、六〇七	一六、五七七、二五七
三十二年	五、一三六、四二七	七、三七四、〇八九	九〇、六八〇	(混費補助金) 四、四二〇、四四六	五、二二七、一〇七	二、〇〇〇、〇〇〇	一四〇、五四三	一七、九八〇

歲出狀況

(單位 円)

年度別	總務費	保險給付費	保健施設費	公債費	諸支出金	前年度繰上 充用金	予備費	歲出合計
三三年	四、九七七、一九	八、二四六、〇九	九一、四六〇	四、九八六、九一八	一、五〇〇、〇〇〇	三二、四六六	八五七、八七	二〇、六三九、四一九
三四年	五、七八二、三三一	四九三、九四一	四七、二八〇	五、〇三九、四八	一、五〇〇、〇〇〇	〇	一、〇一七、八五三	一三、八〇〇、九〇三
三五年	六、一九五、九四三	六二二、八四四	四七、三六〇	九、二〇二、六四三	一、〇〇〇、〇〇〇	三五二、九三	二、六五六	一七、四三四、六八
三六年	五、九七七、六三七	二三五、九三九	二四、六八〇	九、〇六一、三三七	一、〇〇〇、〇〇〇	二、四九三、二七九	四、五五〇	一八、七八一、二二
三七年	五、五三三、六四六	三四、三四七	一九、七六〇	九、八七一、〇〇三	一、〇〇〇、〇〇〇	二、九二〇、九三	四、一九〇	一九、三三三、八五七
三八年	六、九九九、二五	八、〇三	二九、五〇〇	一三、九九〇、二八	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五九八、八六	二四、七五五	二四、五三五、四四六
三九年	一〇、四三三、三三〇	〇	二七、四三〇	一七、八四八、七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一六五、九八	五、四一六	三〇、三九〇、八四五
四〇年	一三、八三七、六〇五	〇	〇	二二、五四四、七三	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	四、〇三	三七、四三三、三四八

年度別	總務費	保險給付費	保健施設費	公債費	諸支出金	前年度繰上 充用金	予備費	歲出合計
三〇年	五八七、九七五	一三、八九三、六三一	二六六、六八五	二、五四五	一、二五〇、四八	〇	〇	一六、〇二一、〇八四
三一年	七四三、三三	一四、五四三、三八	二六三、二六	一六、五〇〇	二、四三、三一	六五五、九六三	〇	一六、四三六、二四
三二年	八七四、五七九	一七、八〇七、〇三	三三九、九四三	五、二九九	一、三一八、三七	〇	〇	一九、四八、六七九
三三年	九五五、五七七	一九、七七七、七八	三九一、七五	五、二八八	二、七、二八七	〇	〇	二二、二六五、四九八
三四年	九五三、五七五	一、一四一、〇六七	四八、〇五	五、二八八	四八、九四五	六二六、〇七九	〇	一三、五二七、九七九
三五年	一、一三四、〇八五	一三、三七、五六七	五三〇、九六三	五、二八八	四三、一八七	〇	〇	一四、九三、〇八九
三六年	一、三九五、四六六	一三、二〇二、五三	六二、三九五	五、二八八	六六四、六二九	〇	〇	一五、八七〇、三〇〇
三七年	一、六八八、二六五	一四、三一、〇二五	七三六、五六	五、二八八	一、九四、三七	〇	〇	一六、七五五、〇四一
三八年	一、九三三、三九一	二〇、四七二、五七一	八八六、二四三	〇	七、二五四	〇	〇	二二、三六九、四五六
三九年	二、二六四、七五四	二七、五四五、六六七	一、〇七、〇四一	〇	〇	〇	〇	三〇、八三七、四六二
四〇年	一、八八四、六八三	二六、五七八、二一七	一、一五、二九〇	〇	三、〇三	四四六、六二七	〇	三、〇一七、七三〇

(3) 国民健康保険特別会計（直診勘定）決算

歳入状況

年度別	診療収入	使用料及手数料	国庫支出金	繰越金	諸収入	繰入金	歳入合計
三〇年	二、二六、三四四	二五、五九二	—	一三三、二三四	四、九八六	—	二、一五七、九四五
三一年	二、三四九、九一六	三〇、六〇〇	三〇〇、〇〇〇	一六八、八二八	四〇、七七九	六五〇、〇〇〇	三、五四〇、二二三
三二年	二、四五四、八九五	一〇〇、〇〇〇	—	〇	四九、九〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四、一三四、七九五
三三年	四、四三九、七七七	五四、八一	—	八七八〇	三三八、〇六二	四九〇、〇〇〇	五、二三三、〇三五
三四年	三、〇〇七、八三〇	一〇〇、四二	—	一四三、二四三	七〇、六九四	—	三、五四三、七〇八
三五年	五、六三三、四〇〇	一六、二二九	—	三、五八〇	二六八、七三三	—	五、九二二、八五五
三六年	三、六三三、六五四	一、九二二	—	二六、六九二	二六九、八五四	六三三、〇〇〇	四、五五六、一二二
三七年	五、二五六、二八七	九、〇四五	五四四、〇〇〇	一四三、八六九	一九四、一五三	五、三三七、〇〇〇	一、三三四、四八四
三八年	二、五八四、〇四五	八、〇〇〇	—	七、〇四七	一四九、三六三	四三、七〇〇	三、三三三、九七七
三九年	一、二五三九、八七四	三三、〇六六	—	一四、四七四	六〇、三〇三	—	一、三、三三三、六七六
四〇年	一、二九八、〇四七	三〇、六〇〇	四〇〇、〇〇〇	八九九、三〇六	五七、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、四、七二五、〇三三

歳出状況

年度別	総務費	医業費	公債費	諸支出金	予備費	歳出合計
三〇年	一、二二二、九二五	五五〇、〇四四	五、七四六	一九九、四三三	〇	一、九八九、一六七
三一年	三、一八〇、七〇五	五〇三、一七五	四六、二二七	四七、九八四	〇	四、二〇九、四五六
三二年	二、一五八、四八六	七、七〇三	一五、〇〇〇	一、一八四	〇	四、二六〇、〇五五
三三年	二、二二一、三七九	二、〇〇四、九七三	一七、八八四	七五〇、〇三三	〇	五、〇八八、一六六
三四年	二、〇四〇、〇六〇	八五四、三三七	九二、一三三	五五、九八八	〇	三、五九九、二一〇
三五年	二、七〇〇、五七七	二、三七八、三八四	一七、八八四	六五八、四五二	〇	五、〇八九、二一〇
三六年	三、七五二、七三三	一、〇二一、一七一	一七、八八四	一、〇六六、〇三三	〇	五、〇三七、六六六
三七年	八、八八七、三三八	一、五〇二、二四二	一七、八八四	七七〇、七〇〇	〇	一、一、九七七、六六五
三八年	六、〇〇三、三七七	五、四四五、四三三	一七、八八四	九六六、三三〇	〇	一、二、六〇五、五三三
三九年	六、四四二、四〇一	五、七七二、一五五	一七、八八四	一、五〇〇、〇〇〇	〇	一、二、四四三、三七〇
四〇年	六、七〇六、八六一	六、五九四、八五五	一七、八八四	一、五〇〇、〇〇〇	〇	一、三、五六九、五五五

(内改移築等五、七三五、八七〇)

繰上充用六九、三三三(令)  
 一般会計繰出五、〇〇〇(〇)  
 一般会計繰出五、〇〇〇(〇)  
 過年度支出六〇、三四三(一)  
 繰上充用四三、五六四(繰上)  
 一般会計繰出一五〇、〇〇〇(一)  
 一般会計繰出一、五〇〇、〇〇〇(一)  
 一般会計繰出一、五〇〇、〇〇〇(一)

## 第二章 褒章・叙勲・表彰

### 一、紺綬褒章

川内町の教育文化、社会開発等各方面の施設設備に寄附をせられて、国の褒章条例第一条の「公益のため私財を寄附し功績顯著なる者に賜う」に該当して紺綬褒章を受けた人は次のとおりである。これらの諸氏にはその都度褒章伝達式を行なつて褒章を伝達し、町長から懇ろに謝意が述べられている。

この他にも金品を寄附された篤志者が多数あり、それぞれ町長又は受領者側から感謝状が贈られ或は丁重な謝意をあらわしている。

参考として褒章条例の内容を抄記しておく。

第一条	紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助した者 孝子順孫節婦義僕の類にして徳行卓絶なる者 業務に精励し衆民の模範たるべき者 學術芸術上の発明改良創作に關し事績著明なる者 教育衛生慈善防疫の事業、学校病院の建設、道路河渠堤防橋梁の修築、田野の開闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の発達に關し、公衆の利益を興し成績著明なる者、又は公同の事務に勤勉し勞功顯著なる者
第二条	紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著なる者 団体なるときは褒状を賜う
第三条	再度以上褒章を賜うべきときはその都度飾版一箇を賜ふしその章に附加せしむ
第四条	褒章は本人に限り終身佩用することを得
第五条	褒章と金銀木杯又は金印とを併せ賜うことがある

明治十四年十二月七日大政官布告第六十二号  
改正 昭和十一年一月二十二日政令第七号

賞	受	年月日	寄附金額	寄附内容	住所	名氏
紺綬褒章	及木孟章	昭和・六・二三	110,000 円	茶堂防火用水施設	北方	松川玉樹
紺綬褒章	及木孟章	昭和・一〇・一〇	55,000	川内中学校 建築費	南方	菅野仲次
紺綬褒章	及木孟章	昭和・二・二六	3,000	川上小学校	北方	渡部卯太郎
紺綬褒章	及木孟章	昭和・二・二六	16,000	ピアノ	南方	永井為藏
紺綬褒章	及木孟章	昭和・二・二三	100,000	"	北方	松川玉樹

紺 綬 褒 章										
			三・三〇	三・七三	三・二・五	三・八・二元	〃	三・五・二・三〇	三・五・二・三〇	三・五・四・一三
			三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二六,五〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
			川上小学校 ピアノ	文化財匡王寺 厨子修理費	滑川小学校 ピアノ	川内町奨学金	〃	川内中学体育施設	川内中学校 体育器具	東谷小学校 体育器具
			松瀬川	河之内	明河海上	北内	則之内	大同建設山	井内	河之内
加藤貞子	酒井勇藏	菅野カメ	三津山保太郎	浅野イシ	前田一義	樋口弥三郎	白戸数太郎	浦野信正	戒能富美恵	浅野金次郎

(註) 勲章とは褒章の綬にとりつける带状の飾、条例第三条による。

## 二、叙勲

昭和四十一年五月十六日、川内町長大窪晴市氏に自治省で勲五等双光旭日章が伝達された。

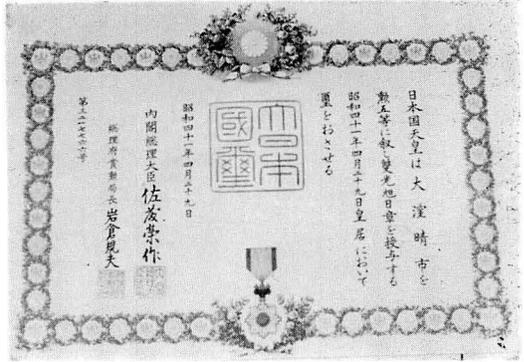
日本国天皇は大窪晴市を勲五等に叙し双光旭日章を授与する。

昭和四十一年四月二十九日皇居において璽をおさせる。

昭和四十一年四月二十九日  
内閣総理大臣 佐藤 栄 作  
総理府賞勲局長 岩 倉 規 夫

氏は昭和二十六年旧三内村長・三十年以来川内町長をつとめ、町村合併・学校統合などにつくしたほか、国民健康保険事業・有線放送の普及充実をはかり、又四十年からは県町村会長をつとめ、国保赤字対策などにとりくみ、本県地方自治の発展に寄与した等の功績によるものである。

このことは大窪町長個人がうけた叙勲ではあるが、この人を今日のようにあらしめたのは川内町であるから、これは町及び町民の荣誉であるとし、町内有志相計り叙勲祝賀



### 三、全国表彰

年月日	表彰団体	内	容	被表彰者
昭和 三〇・二・二三	自治庁長官	町村合併功勞		大窪晴市
三〇・十・二	厚生大臣	国保事業功勞		”
三〇・四・二六	日本消防協会長	消防功績		佐伯伊達留
四〇・五・二七	農林大臣	有放普及功勞		大窪晴市

#### 勲章記

会を發起した。昭和四十一年五月二十九日大窪町長並びに夫人を招いて中学校体育館において町民祝賀会が催された。会する町民二五〇名に及び、簡素厳肅な中にも、晴れやかで盛大なうるわしい行事であつた。

四〇・二・二五	日本消防協会長	消防功績	勇市作
四〇・二・八	全国町村会長	町村長十五年以上勤続	大窪晴市
四〇・二・二六	”	町村職員二十五年以上勤続	白戸正臣
四〇・二・三三	全国町村議長会長	議長在職七年以上 議員在職五年以上	名越明香
”	”	”	近藤朝見
”	”	”	大西梅吉
四〇・三・三	消防庁長官	消防功勞	佐伯伊達留
四〇・五・二	全国公有林協会長	公有林育成功勞	大窪晴市

## 第四章 消防・警察・防犯

### 一、消防施設の改善

消防団は旧村時代からその任務の重要性に着目し、消防施設の充実と消防活動の機動化をはかってきたのであるが尚合併と





消防四輪自動車（昭和36年）

同時に三内・川上  
両消防団の統合を  
なすとげ、更に団  
の強化と施設運営  
の合理化に努め  
て災害に備え、実  
力のある消防団を  
育成し、町住民の  
生命と財産の安寧  
保持に当ってきた  
のである。

この間特筆した

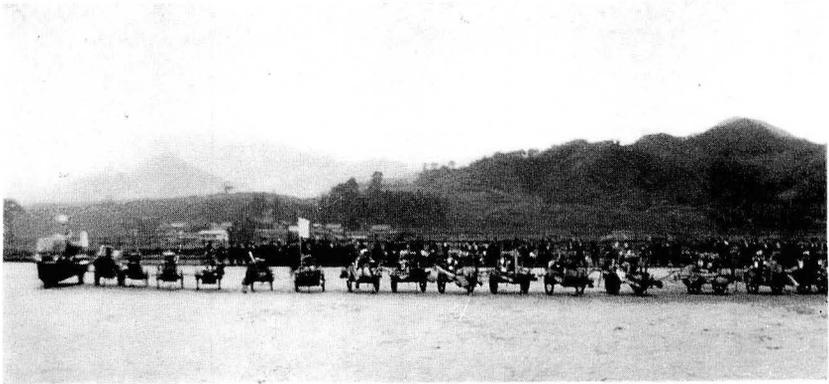
いことは、消防造林のことである。昭和四年旧在郷軍人会  
によって育成されていた大字松瀬川字渋谷七町歩及び昭和  
三年在郷軍人会、消防団共同経営されていた大字井内の六  
町歩計十三町歩の造林を、昭和二十年の第二次世界大戦の  
終戦とともに消防団が受けついで管理してきたのである。  
それが伐採の適期となったので、昭和三十六年九月に立木  
を売却して六百三十五万四千余円の収益金をあげることが

できた。この収益  
金を財源として消  
防四輪自動車一台  
可搬動力ポンプ八  
台を購入して機  
動力の強化をはか  
った。

更にこの先人が

財源造成をはかっ  
てくれた恩義にこ  
たえ、又将来消防  
活動の一層の發展  
をはかるための備  
えとして、団員相  
議して割石東山  
(国有林買受地)

に七・五九ヘクタ  
ール(七町歩)の  
消防造林を造成す



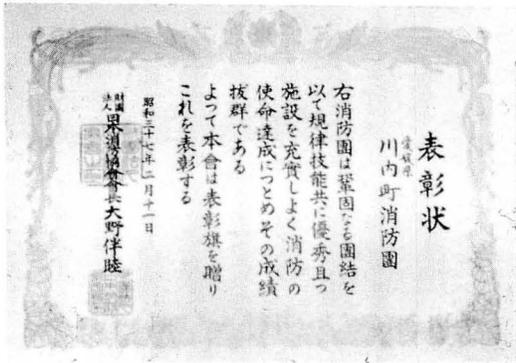
消防出初式（昭和41年1月9日）

ることにし、団員の奉仕によって杉松の植栽ができ、毎年下刈りに出勤して熱心な管理をつづけている。

消防団員の養成については、毎年法令講習、ポンプ操法の講習会を開いて、教養と技術の修得に努め、東温三ヶ町村（久谷・重信・川内）の夏期講習、防火デー行事は積極的にこなしている。

施設の充実整備と訓練の強化を認められ、昭和三十三年には日本消防協会長から表彰、団旗竿頭綬を授与され、つづいて三十六年には表彰状並びに表彰旗の授与があった。

近年生活水準が向上してきて家庭に電化器具が普及した。又家庭燃料として石油、ガス等の



消防表彰状

需用が急激に増加してきた。今後一段と施設の充実に努力し、併せて消防技能の研鑽をつんで、消防団の使命達成に励まねばならない。消防器具及び団の組織と災害発生状況は次のようである。

種別	昭和三十三年		備考
	件数	金額	
自動車ポンプ	一	二〇〇	備考
自動車ポンプ	一	二〇〇	
ポンプ	一	二〇〇	備考
ポンプ	一	二〇〇	
手引ポンプ	三	一〇〇	備考
手引ポンプ	三	一〇〇	
その他	九	二〇〇	備考
その他	九	二〇〇	
内訳	九	二〇〇	備考
内訳	九	二〇〇	
火災発生数	七	二〇〇	備考
火災発生数	七	二〇〇	
内訳	七	二〇〇	備考
内訳	七	二〇〇	
損害額	六	二〇〇	備考
損害額	六	二〇〇	
内訳	六	二〇〇	備考
内訳	六	二〇〇	
備考	五	二〇〇	備考
備考	五	二〇〇	
備考	五	二〇〇	備考
備考	五	二〇〇	
備考	一	二〇〇	備考
備考	一	二〇〇	
備考	一	二〇〇	備考
備考	一	二〇〇	



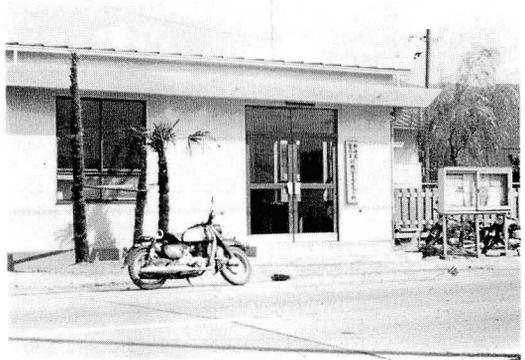




旧川内警察官派出所（昭和12年）  
大字北方小坂



三内警察官駐在所（昭和9年6月）  
大字則之内一ヶ谷



川内警察官派出所（昭和40年）

(3) 川内警察官派出所の新築移転

国道十一号線が開通してからは、交通量が日を追って増大し、警察行政上機動力発揮のためには庁舎の国道端移転が重要な問題として考えられるようになった。そのため愛媛県、県警察本部と協議の上現場所への移転が決定したのである。

新庁舎 南方六一六番地に用地を買い上げ宅地を造成

する。

事務所	一戸一・二・三坪
部長住宅	一戸一五坪
職員住宅	二戸二三坪
その他	二三坪
計	五五・三坪
総工費	四、五七七、〇〇〇円
内 二、二七八、〇〇〇円	川内町負担





5、防犯の日、防火の日、交通事故〇の日、その他  
災害に対する注意報、警報等をもその都度有線放送  
して衆知させる

6、スポーツの奨励

7、道路待避所の増設

五、最近の主な業績

町内に防犯灯設置 九〇ヶ所（昭和三十八年以後）

川上小学校前に安全信号灯設置

西谷口に安全信号灯設置

役場前に三角標柱及び交通見張所設置

幼少児童に交通安全鈴を贈った

## 第五章 道路・水路

### 一、国道十一号線の改修完成

(1) 昔の讚岐街道（金毘羅街道）

横河原―川上町―横灘―（吹上池の横）―鳥越―三軒屋―  
松皮―松皮峠―土谷―土谷橋から左へ坂を上り山越えして

中山川にかかるさや橋（田桑の曙橋）を渡り千原に出る旧道が、昔の金毘羅街道の本町内の道筋であった。（以下昭和三十七年七月愛媛新聞連載旧街道による所が多い。）

横河原も橋ができるまでは、渡し場で水が少なく、さして難所ではなかった。人の話によると渡しは普通一人でおぶって運んでいた。しかしたいいていの人なら、尻をからげて歩いて通れる水かさで危険はまずなかったそうだ。ただ大雨の場合上流からの距離が短いため、水の出が早く、川止めになることも多かった。水が沢山出た時は三人がかりで渡した。渡し賃は二銭位であつたらうか。木橋ができたのが大正八年頃、コンクリート橋になったのが昭和五年十月、その時は橋幅五、四米であつた。昭和二十九年の台風の時決壊して、幅員七米に改修したのが今の横河原橋である。

旧道は茶堂から新道の北側に分れて又合し、川上小学校の手前からまた分れて、川上の町並みを通る。そこに米田屋という古い歴史のある旅館があつた。今は内部も人も変っているし、建物も一部は取除かれているが川沿いの建物だけは残っている。茅葺きの二階建てで瓦も巴瓦を使っ



米田屋旅館前の石鉮登山者（大正時代までつづく）

て、寺院なみである。嘉永三年（一八五〇年）建立の金毘羅道の案内石標が、附近の分れ道に立ててあるが、施主米田屋仙助とあることから判断しても、百年をこえていることがわかる。主として石鉮参拝の人たちが宿泊し、ほかに周桑方面から紙の行商をする人たちの定宿であったという。当時の経営者田中鬼与太さんの話によると、石鉮参りの「おやまいち」には一日になんと二〇〇人も泊ったことがある。各部屋の戸障子を全部はずして大広間にし、十畳の部屋に二十人以上もはいてゴロ寝したそうだ。時候がよくふとんがいらぬから、押しこめばそれだけでもうけになるので、一年中のかげ買いの支払は

「おやまいち」の利潤ですましていた程で大繁昌したらしい。ふだんは二人しかいない女中さんもこの時は二十人あまりのお内儀さんや娘さんの応援を得て客さばきにあたった。石鉮参りの人たちは精進料理であったから、食事も豆腐汁やトロ昆布、漬物程度の粗食、上等になると椎茸がついた。宿賃は三食付き一泊で二十五銭から三十銭であった。宿のすぐ前は川で土橋がかかっており、そこをこもやよしで仕切って注連縄を張って参拝者は水垢離をした。「おやまいち」には宿の前に提灯と門灯をつけ、石鉮神社の幟を数十本もたてて景気をつけた。

この道を乗合馬車が通りだしたのが明治の末、ハイヤーが往復したのが昭和十年頃である。案内石標の所から左に上って、川上神社前を通り吹上池にかかる途中に伝馬屋があった。川上伝馬組合といって昭和十九年頃までつづいた。今の田井敏光氏住宅地である。吹上池附近はいま川内公園となり、一带にゴルフ場が広がって今は面目を一新している。鳥越峠（ゴルフ場のトンネル）をぬけて三軒屋に出て松皮ひわだに向う。松皮峠附近は松の大森林があり野獣が住んでいたが、明治のはじめに大火で焼野原となり、村人が開拓



田屋米施建立3年永嘉、仙内石、嘉永3年中、大仙助、大字南の分岐点にある

したという。約百米の急坂にくの字型の道がつき、所によっては敷石がしいてある。すべり止めであろう。峠で旧国道と出合う。約五〇米行くと昔は峠の茶屋であった家がほこりをかぶり、荒れ放題になっていたが今は取こわされてなくなった。松皮峠から土谷までは旧国道と一致している。

土谷は当時の宿場であった。金毘羅参り、夏の石鎚参りの行者の泊り客が大勢あってにぎわった。中でも松屋という宿屋は五十坪位だが門構えの立派なもので、ここには奉行とか代官などの特別室もあったという。今は住宅になっている。この附近には茶七、嶋屋、本屋、新屋、茶屋

という宿屋があった。土谷の栄えたのは明治三十四・五年頃までであるという。土谷橋を左にはいつて地藏さんのある所から上り坂になるが、峠には茶屋があったという。山越していったん中山川のそばに下り橋を渡る。田桑のさや橋―曙橋である。橋桁は総松、屋根がついていて松山藩が直営の工事をした。明和八年（一七七一年）改めの久米村手鑑には田桑大橋ご公儀普請とある。屋根つきであるため通行人に珍らしがられ、夏には橋上に寝泊りする人もあったと伝えられている。大正のはじめに取除かれてしまった。こうして川沿いに千原に至るのである。

資料一、こんびら街道北川淳一郎参照

### 桜三里のいわれ

貞享四年（一六八七年）松山藩士代官、矢野五郎右衛門源太が中山越三里の間に八、二四〇本の桜樹を植えた。植樹には当時の松山藩の罪人を使った。罪人たちは植樹と水汲みの労苦にたえかねて「桜三里は源太の仕置き、花は咲くとも実はなるな」と歌った。この歌は今に伝わっている。

山又山のこの金毘羅街道の旅人にどれほどその旅情を慰めたか計り知れぬものがある。今は殆ど枯れてしまつて国

道の改修とともに桜三里の面影はうすれて行く。川内町ではこれを惜しみ町内篤志家の協力を得て、この道筋に新に補植樹をしたので桜三里の再現もされよう。旧桜三里のうち、廢道になった以前の国道の分は町道に認定されて、川内町が管理している。

## (2) 国道になつて

明治三十五年国道三十一号線が開通した。川上町から瀧の下橋をへて松瀬川に入り、船野山麓をぬって松皮峠に上り、土谷に至る。ここからは中山川沿いに屈曲をつづけて千原小松へ進むようになった。大正九年この三十一号線は二十四号線と改称せられた。

往年の旧街道に比べると大進歩であったのであるが、年を重ねるにつれこの線の利用度は高められて行くので、改修を望む声は大戦後次第に盛り上り、昭和二十六年に至り国道県道建設改修期成同盟会ができた。八月三日川上村役場にて発会式をあげ推進態勢をととのえた。元県会議員近藤金四郎、当時の県会議員、温泉郡周桑郡の関係町村長、伊予鉄、県家用自動車協会、旅客自動車協会等の代表者が集まり、国道二十四号線の松山・小松間及び県道湯谷口・

壬生川間の幅員拡張を期し、会長に運輸次官関谷勝利、副会長に県議渡部鹿太郎、川上数視の三氏を選任した。その後これら関係者は広島の中四国建設局に又は上京して関係筋に運動をつづけて、漸く実を結ぶことができたのである。はじめこの改修に当って、川内町内関係分としては(一)、現国道の拡張、(二)、新線として三軒屋から梅ヶ峠をぬけて千原へ出る線、(三)、則之内から根引峠をへて土谷へ出る線の三案が考えられたのであるが、種々調査研究の結果、第三案即ち根引通過が決定したのであった。

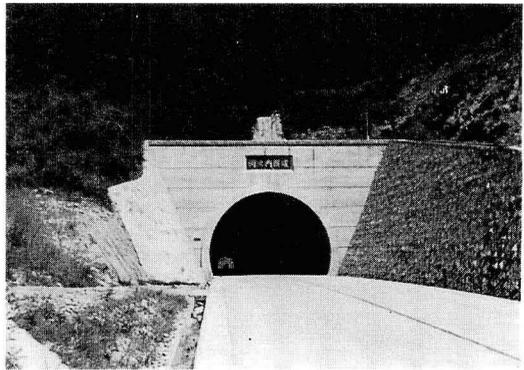
昭和二十七年二十四号線は国道十一号線と改称された。松山方面からの拡張



横河原橋  
木コクリ  
橋ト増  
大正八年十月  
昭和五年三月



川内橋 59.7m (昭和31.6)



河之内トンネル 375m (昭和37.11.1)



国道11号線徳吉附近

改修も進行し横河原橋まで完了した。そこで昭和二十八年一月十三日川内町以東(当時は川上村)の改修起工式が川上中学校で副知事ほか関係者百二十名が集って行なわれた。直ちに茶堂から工事がはじめられ、昭和三十一年四月川内橋及び滝の下までの道路の完成をみる事ができた。

これまでも国の直営施行について強力な運動をつづけてきたが、この時に至ってはじめて建設省直轄となり、一ヶ

谷以東の第一期工事の起工式が昭和三十二年十一月六日にとり行なわれ、翌三十三年十一月八日国道十一号線工事事務所が則之内永野に設けられて、改修及び舗装工事を担当することになった。

### (3) 川内町内の工事状況

(4) 昭和三十五年から三十七年に至る間の町内買収用地

区分	畝歩	区分	畝歩
畑	一九〇、九、三五	宅地	五、〇、八、七五
山林	二五五、〇、三五	墓地	二、〇、一、〇〇
山野	八四六、〇、〇〇	その他	五四、八、〇〇
計	六、一三、〇〇〇		一四六、三、〇、五五

(ロ) 工事請負者等

請負者	工	区	長さ	工費	期間
森上建	茶堂一市場				昭和 二六―三〇
〃	川内橋 (五九・七米)		二、九四〇m	一三、四七〇千円	三
〃	川内橋―滝の下 井内川橋 (二一・五米)				三
松川組	則之内道路改良工事 則之内橋				三一―三三
二神組	上谷 本谷川橋 (五・三米)				三
鹿島組	上谷 則之内道路改良工事		六、五五六	六、五三、九三〇	三
〃	濟院之瀬橋 (三二・五米) 落手橋 (三〇米)				三
〃	落手トンネル (一〇七米)				三
清水建設	土谷道路改良工事 河之内トンネル (三七五米)				三五―三六
舗装					三六

こうして工事は進捗して昭和三十七年十一月一日、河之内トンネル現場で川内地内の国道改良竣工式をあげた。これによって一ヶ谷・落出間の新旧国道を取出してみても、次表のような距離の短縮と時間のスピードアップができることになって、年来の希望が達せられたのである。

間比較	延長		巾員	屈曲半径	所要時間
	旧国道	新国道			
落出間	八、二五〇米	六、五三八	四米	七米	二、五分
一ヶ谷新		七・五		八〇	一〇

その後昭和三十九年三月三十一日、永野の工事事務所も廃止せられ、国道十一号線は全線にわたって完了し、待望の四国重要幹線として交通運輸の大動脈となり、わが川内町も町の中央を貫通することによって松山中央都市圏構成の重要な地域的使命を高めたのである。

## 二、県道

線名	町内距離	完成年月	内	誤
田河川内線	一八、三六米	昭和 三・三六	河之内徳吉にて国道十一号線から分れて黒森峠を経て面河に至る	

美川川内線	八、四六 <sup>米</sup>	保免で国道十一号線から分れて井内大平まで開通、井内峠を経て美川に至る 竹の鼻で国道十一号線から分れて吉久畑川を通り郡中に至る
伊予川内線	約二、九〇 <sup>米</sup> (全長二、八三〇)	

### 黒森線の開通（面河・川内線）

面河・川内線の開通は故近藤金四郎翁の畢生の念願であった。大正十一年黒森線速成実行会ができて以来開通の昭和三十一年まで実に三十五年の歳月を要したものである。

その年の十二月八日、川内町面河村の共催県道開通式が峠の現地で寒風肌をさす中に行なわれて、参列者の襟を正させた。工事は困難なものであったから、開通後も雨雪のため路面が損傷したり土石崩れがあり、トラックの通行も途絶えることしばしばであった。その後補修、沿道の植樹等もあつて漸く昭和三十七年九月二十一日から伊予鉄バス面河線の定時運行が実現した。

その後昭和四十一年にいたり、この面河・川内線の内音田・徳吉部落内の延長八〇〇米、幅員五・五米の改修が行なわれ経費一、五〇〇万円を要した。

梅ヶ谷林道（営林局営）の延長（美川・川内線）

美川・川内線の境界線にあたる山地部は、順次延長工事がつづけられ、川内分は次のように実施された。

昭和三十九年 一、〇五〇米  
四十年 二、五七〇米  
四十一年 三、〇〇〇米  
計 二、六〇七米

未了の部については更に陳情をつづけ、一日も早く貫通して両町村の交通及び山林資源の活用できることを望んでいる。

### 伊予川内線の舗装

伊予川内線は利用度に応じて昭和四十一年舗装工事に着手して、川内町内延長一、六〇〇米、幅員三・六米が経費六二〇万円、内町負担一八万六千円で完了した。

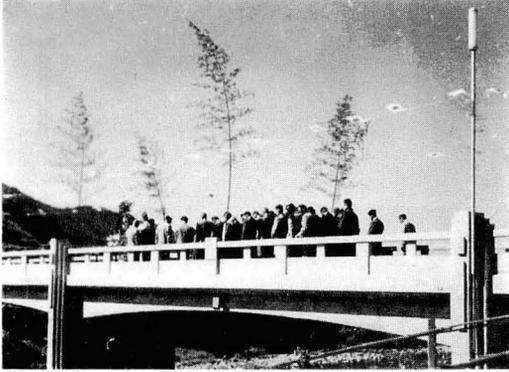
### 三、町道

#### 町道の現況

計	級		延長 <sup>米</sup>	級	数
	級	級			
一	級	甲	二二、七五七	級	一八
二	級	乙	一三、〇三四	級	八
三	級	級	四四、四二五	級	三九
計			六九、五五四		七七
			一四九、七七〇		一四二

#### 四、道路、水路年次別建設状況

昭和三十年から今日に至るまでの、道路・橋梁・水路等の建設土木事業は、まことにその件数においても、経費においても驚異的なものであり、この達成には町関係者は非常な努力をほらったのである。産業の開発、生産の増進、交通運搬の利便に町民のうける利益は多大なものがある。それらの実績を、わかりやすく次に表記する。



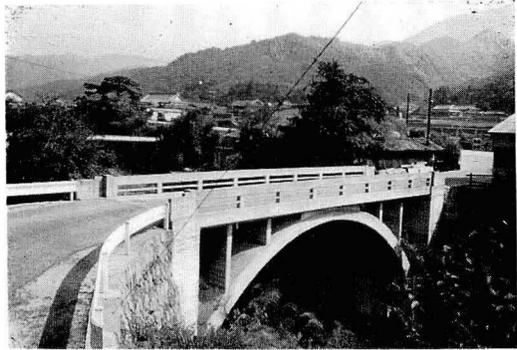
法界門橋（昭和32.10.14）



三軒屋橋（昭和32年）



宇和川宇太郎翁(元村長・県議)東谷西谷里道開修功勞者(旧三内村役場前)の碑



滝の下橋（昭和37年）



新さやのせ橋（昭和37年）



旧さやのせ橋（昭和35年）これは後架替のもの

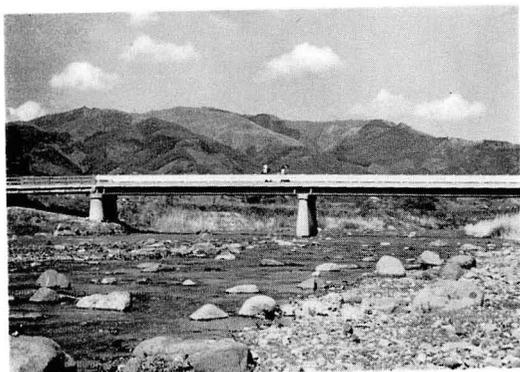
向川橋  
(昭和36年)

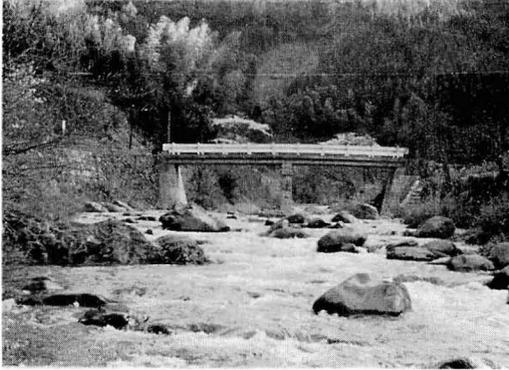


板屋の子橋  
(昭和32年)



道向橋  
(昭和39年)

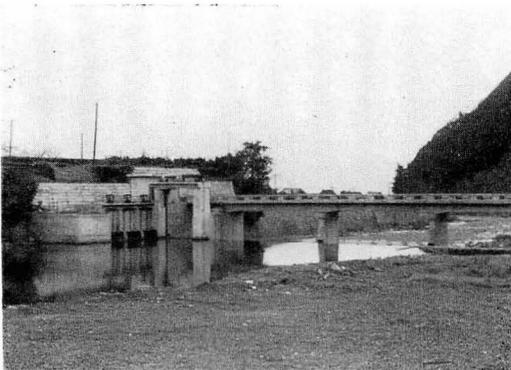




弥助成橋（昭和39年）



下仲屋橋（昭和40年）



菖蒲堰（昭和38年）  
重信町との分水地点、重信町小畑

I 昭和三十年（四十一年度）土木事業概括

工 事 名	ヶ所数	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金	備考
(1) 公共土木改良工事	六	一〇〇,七三,五〇〇	九二,五三四	二六,〇四,九三〇	四〇,三九五,二三	三三,五三,六七	
(2) 公共土木維持修繕工事	三三	一〇,五五四,〇三〇			一,七二五,四九	二,五九,五四	
(3) 公共土木災害工事	一七	一〇,一八,四五〇	六,二〇七,五二七		五,八九九,六〇〇	二五,三三,八二三	
(4) 農業用施設改良工事	五	四,一八,二三	四,九九〇,五〇〇	五,〇三,三〇〇	四二,二六五	四,九六,一九	
(5) 農業用施設災害復旧工事	五	四,〇六,七〇〇	四三,六八,三二六				

(1) 公共土木改良工事

昭 和 三 十 年 度 施 行 年 度	事 業 名	施 行 場 所	工 種	事業量		事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
				L	W					
31	向井川線改良工事	南方	改良	四,二	二四	一五〇,〇〇〇			四,〇〇〇	四五,〇〇〇
32	落出滑川海上線改良工事	海上	新設	二〇〇,〇〇〇	三六	六五〇,〇〇〇	四二,五三四		一一〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇
"	三軒屋橋改良工事	新町整備	改良	一〇〇,〇〇〇	三六	三〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
"	板屋橋改良工事	"	"	一四,五〇〇	三五	四〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
33	下ノ町高木線	南方	"	二四〇,〇〇〇	三六	五〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
"	中柴線	北方	"	二五〇,〇〇〇	三六	三〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
"	天神島ノ子線	松瀬川	"	二五〇,〇〇〇	三六	三〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
34	道向渡り橋	南方	"	四五〇,〇〇〇	三〇	五,四六五,〇〇〇			三,二八六,〇〇〇	三,一九九,〇〇〇
"	中柴線	南方	"	六〇〇,〇〇〇	三〇	三〇〇,〇〇〇			三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
"	下ノ町高木線	南方	"	二〇〇,〇〇〇	三六	六〇〇,〇〇〇			二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
35	川内公園線	新設	新設	三五四,〇〇〇	三六	三,三五,三〇〇			九〇〇,九三三	一,三五,八六八

年度	施行	事業名	場所	工種	L	W	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
36	大元橋	改良工事	惣田谷	改良	四、五〇	三、〇〇	一八三、〇〇〇			一八三、〇〇〇	
"	惣田谷橋	"	"	"	二、一〇	三、〇〇	九〇〇,〇〇〇			九〇〇,〇〇〇	
"	向井川橋	"	南方	"	四九、〇〇	三、〇〇	一、三九〇,〇〇〇		五五六,〇〇〇	四一七,〇〇〇	四一七,〇〇〇
"	彼岸出橋	"	松瀬川	"	九、四〇	三、〇〇	六六〇,〇〇〇		三三三,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
"	中野線	"	井内	"	一三、六〇	三、六〇	一、二五〇,〇〇〇		六三五,〇〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇
"	川上線舗装	新設工事	南方	新設	四三、七五	五、二〇	一、六五〇,〇〇〇		三三〇,〇〇〇	九三二、八五九	三九六、四二二
37	長田橋	改良工事	松瀬川	改良	五〇、四〇	三、五〇	八四八,〇〇〇			一七〇,〇〇〇	
"	宮前橋	"	惣田谷	"	一六、八〇	四、七〇	一、九〇〇,〇〇〇			一、九〇〇,〇〇〇	
"	滝の下橋	"	南方	"	一五、三〇	二、五〇	四〇〇,〇〇〇			四〇〇,〇〇〇	
"	仲屋橋	取付道路改良工事	滑川	"	一五、六五	三、八〇	一、六五〇,〇〇〇			九三五,〇〇〇	九三五,〇〇〇
"	永寿橋	"	松瀬川	"	四、二〇	一、〇〇	一〇四,〇〇〇			一〇四,〇〇〇	
"	川上線舗装	新設工事	南方	新設	五二、〇〇	四、一〇	二、四五〇,〇〇〇		六〇〇,〇〇〇	一、八四六、三二五	五〇三、六八五
"	川上線皮峠線	改良工事	松瀬川	改良	四三、八〇	三、六〇	一、九〇〇,〇〇〇			九五〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇
"	下沖公営住宅道路	改良工事	南方	"	一四、五〇	二、五〇	五一〇,〇〇〇			五一〇,〇〇〇	
"	樋之元橋	"	北方	"	四、三〇	二、五〇	一三五,〇〇〇			一三七,五〇〇	
"	紅屋橋	"	"	"	五、五〇	三、〇〇	一八四,〇〇〇			一九二,〇〇〇	
"	添谷橋	"	松瀬川	"	七、〇〇	三、六〇	三三〇,〇〇〇			一七五,〇〇〇	一七五,〇〇〇
"	渋谷橋	"	"	"	六、六〇	四、六〇	二六〇,〇〇〇			二六〇,〇〇〇	
"	木谷橋	"	土谷	"	五、〇〇	二、五〇	一五〇,〇〇〇			一五〇,〇〇〇	
"	大宮三島線	"	南方	"	一〇九、一〇	三、〇〇	三三七,〇〇〇			三三七,〇〇〇	
"	海上南方下山口線	"	"	"	一八、五〇	三、〇〇	二二九,〇〇〇			一七九、二五〇	五九、七五〇



計	事業名	施行場所	工種	L	W	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
39	弥助成橋	滑川	改良	一四七	二、五	六五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	
40	下仲屋橋	横灘	"	二五〇	二、六	二,〇〇〇,〇〇〇		一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
"	荒神橋	松瀬川	"	一四〇	三、五	一,〇六一,〇〇〇		三〇〇,〇〇〇	七〇七,〇〇〇	二六〇,〇〇〇
"	天神鳥ノ子線	南内方	舗装	一、四〇〇	三、五	三、九二一,〇〇〇		一、五〇〇,〇〇〇	七、〇〇〇,〇〇〇	二、四二二,〇〇〇
"	川中	井内	補強	二、七六二	三、〇	一、五五〇,〇〇〇		七、〇〇〇,〇〇〇	七、〇〇〇,〇〇〇	
"	大元橋	南内方	補強	三、二	三、〇	七、八〇〇,〇〇〇		八、五〇〇,〇〇〇	一〇七,〇〇〇	
"	茶堂入口	北内方	改良	一四〇	二、〇	二、五〇〇,〇〇〇		一〇七,〇〇〇	一、四三〇,〇〇〇	
"	上砂橋	北内方	改良	六、八	二、〇	二、三〇〇,〇〇〇		七、四五〇,〇〇〇	一、一五〇,〇〇〇	
"	八王寺橋	"	"	八、八	二、〇	二、〇〇〇,〇〇〇		四、五五〇,〇〇〇	一、五二〇,〇〇〇	
"	猪の窪線	"	"	五〇、〇	三、〇	一、四九〇,〇〇〇		六、九〇〇,〇〇〇	一、四四〇,〇〇〇	
"	海上南下方山口線	"	"	三四〇、〇	六、七	六、〇七〇,〇〇〇		五、四〇〇,〇〇〇	五、四〇〇,〇〇〇	
41	川上線支中線	一ノ谷	舗装	残事業費のうち	一、一、五	一、一、五〇〇,〇〇〇		四、〇〇〇,〇〇〇	六、九〇〇,〇〇〇	
"	川上線	上砂	"	"	五、〇	五、〇〇〇,〇〇〇		二、〇〇〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	
"	天神鳥ノ子線	松瀬川	"	"	二、四〇〇,〇〇〇	二、四〇〇,〇〇〇		九〇〇,〇〇〇	一、四四〇,〇〇〇	
"	西組原、中池線	久尾	改良	二、九、三	二、一、六	二、一、六〇〇,〇〇〇		一、〇〇〇,〇〇〇	五、四〇〇,〇〇〇	
"	久尾塩ヶ森線	久尾	新設	二、九〇〇	二、一、〇	一、一〇〇,〇〇〇		融費		
"	海上南下方山口線	北方	改良	八〇、二	一、九	一、九〇〇,〇〇〇		融費	一、四四〇,〇〇〇	
"	小川赤坂線	"	"	一、七	三、五	三、五〇〇,〇〇〇			一、六七、五〇〇	
"	上砂、宝泉線	"	"	七、七	一、六	一、六〇〇,〇〇〇			八二〇,〇〇〇	
"	宝泉一ノ号	"	"	五、四、二	二、五	二、四九〇,〇〇〇		融費	一、四、五〇〇	
"	曲里茶堂線	南方	舗装	三、〇	六、五	六、五〇〇,〇〇〇		融費	一、五、〇〇〇	
"	中央茶堂線	北方	舗装	一、五、八	七、九	七、九〇〇,〇〇〇		融費	七、九〇〇,〇〇〇	
"	久尾林道	久尾	改良	一、〇〇〇,〇〇〇		一、〇〇〇,〇〇〇		四〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	
八八						一〇〇,七、三、一、五〇		九二、五、四、三、八、〇四、九、〇	四、〇〇、三、九、五、一、三	三、一、五、三、九、七

(2) 公共土木維持修繕事業

昭 和 30 年	年 度	工 事 ヶ 所 数	工 事 費	摘	要
31	四	一、五四、三〇〇	三六、七七七	一ヶ所平均	
32	四	一〇四、八五〇	二六、二〇〇		
33	三	三三、五六五	一八、七九七		
34	三	四六、四四〇	一七、七八六		
35	三	五〇、一〇三	一八、七八一		
36	三	五〇、八五五	一六、一五六		
			五九、九三〇		一七、四七七

年 度	工 事 ヶ 所 数	工 事 費	摘	要
37	三	一、三三、一七〇		三六、九七六
38	三	一、三九、五六五		二二、五二一
39	四	一、七五、九六四		三六、五八三
40	五	一、一〇、二六一		
41	五	二、四五、〇〇〇		
計	三六三	一〇、五六四、〇〇〇		

(3) 公共土木災害工事

昭 和 30 年	施 行 年 度	事 業 名	施 行 場 所	工 種	事 業 量	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	町 負 担 金	地 元 負 担 金
		問屋渡り橋 復旧工事	問屋	橋梁	L 一三、四 W 一、八	三〇〇,〇〇〇	二〇四、七五〇		五三、六三五	五三、六三五
		日浦線	日浦	道路	三三、〇	二八七、三〇〇	二〇一、二一〇		八六、〇九〇	八六、〇九〇
31		船野本谷線橋梁	松瀬川	橋梁		五二〇,〇〇〇	三四六、八四〇		一七三、一六〇	一三〇、二〇三
		船野本谷橋梁	問屋			三九一,〇〇〇	二六〇、七九七		五五三、五〇一	三四八、一〇〇
32		相之谷線	松瀬川	道路	五七、四	一、四九、〇〇〇	一、三五、八三九		四一、二五〇	三三、七二一
		中坪野橋	相之谷	橋梁	二、〇	二四、〇〇〇	一六六、七七八		一九九、九九二	一九九、九九二
		相之谷悟空蔵橋	松瀬川		五、三	五、〇〇〇	三六四、七四八		七六、六三六	七六、六三六
35		下松皮橋	相之谷		四、七	三、五〇〇	一八一、三九〇		七六、八〇五	七六、八〇五
		川筋線	松瀬川	道路	二、〇	三、〇〇〇	二八、五〇九		五〇、七四六	五〇、七四六
36		落出滑川海上線	落出		三、八	四七八、〇〇〇	三三七、七六三		一五〇、二三七	一五〇、二三七
37		相之谷線	相之谷		一四、〇	一四〇,〇〇〇	九八、一八三		二〇、九〇〇	二〇、九〇〇

昭和32年	施行年度	事業名	施行場所	工種	事業L	事業W	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
"	36	笠坪池補強工事	松瀬川	改良			二,五九九,〇〇〇	一,二六九,五〇〇			一,二六九,五〇〇
"	"	南方東池	南方	"			九七〇,〇〇〇	四八五,〇〇〇			四八五,〇〇〇
"	"	向井川農道	則之内	"			三〇〇,〇〇〇				三〇〇,〇〇〇
"	"	則之内溜池	則之内	"			一五〇,〇〇〇				一五〇,〇〇〇
"	"	表山農道	南方	"			四〇〇,〇〇〇				四〇〇,〇〇〇
"	"	恵良農道	井内	"			三〇〇,〇〇〇				三〇〇,〇〇〇
"	"	荒畑堰	北方	"			一五〇,〇〇〇				一五〇,〇〇〇
"	"	大柱水路	井内	"			一〇〇,〇〇〇				一〇〇,〇〇〇
"	"	庄屋池水路	松瀬川	"			一五〇,〇〇〇				一五〇,〇〇〇
"	"	松木農道	井内	"			一五〇,〇〇〇				一五〇,〇〇〇
"	"	畑川水路	吉久	"			一八〇,〇〇〇				一八〇,〇〇〇
"	"	苔谷池	北方	"			三三〇,〇〇〇				三三〇,〇〇〇
"	"	中之町線	南方	"			二,一〇〇,〇〇〇				二,一〇〇,〇〇〇
"	"	町車農道	南方	"			三,〇〇〇,〇〇〇				三,〇〇〇,〇〇〇

(4) 農業用施設改良工事

計	一七	道路	二元,〇	三,六	三,八〇,七五〇	二五三,九六〇	一七,七五,四一九	二,二五九,五〇四
"	"	白猪の滝一号線	問屋	二元,〇	三,六	二五三,九六〇	一七,七五,四一九	二,二五九,五〇四
"	"	船野木谷線路側復旧工事	松瀬川	一四	三,五	一三三,三九五	一七,七五,四一九	一,一六五,〇〇〇
41	川上松皮線	"	"	三,八〇,〇〇〇	二,五五四,六〇〇	一,一六五,〇〇〇	一,一六五,〇〇〇	
40	白猪一号線	問屋	二元,〇	三,六	三,八〇,七五〇	二五三,九六〇	一七,七五,四一九	二,二五九,五〇四
39	白猪一号線 応急工事	"	"	一ヶ所	一三三,〇〇〇	一五一,九七五	一三三,〇〇〇	一,一六五,〇〇〇



年度	施行事業名	施行場所	工種	事業量	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
昭和三十年	太郎兵衛堰 復旧工事	井内下			九九七,000	六四八,000			八四九,000
"	梅ヶ市水路	則之内			二〇三,000	一三,300			五〇,000
"	駄馬池	徳吉			二二二,000	一五,600			八,100
"	惣宮水路	和田丸			一三,000	八,150			四,850
"	辰ノ口堰	井内上			三六五,000	二二七,250			一七,750
"	セリダ堰	惣田谷下		一〇,四〇〇	一六八,000	一〇九,200			五八,000
"	天神堰	日浦			四四七,000	二九〇,550			一五六,450
"	添谷堰	松瀬川			六四〇,000	三九九,100			三三四,900
"	横灘堰	"			二二〇,000	一四九,500			八〇,500
"	才の下の堰	"			七三,000	四六,340			二四九,550
"	才の上の堰	"			四四五,000	二六九,250			一五五,750
"	原の沖堰	北方			三九六,000	二五七,400			一三六,600
"	宝泉水路	"			四六四,000	三〇一,600			一六二,400

(5) 農業用施設災害復旧工事

年度	施行事業名	施行場所	工種	事業量	事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
計	五、六				四一、一八六、二二三	四、九九〇、五〇〇	五、〇七三、三〇〇	五、八九九、六〇〇	二五、二二二、八三三
"	一ヶ谷導水路 工事	一ヶ谷			六〇〇,000		二四〇,000	八七,800	三〇〇,000
"	一ノ堰水路	川小前			八五〇,000		三四〇,000	六五,000	四一五,000
"	北方水路	北方			六〇〇,000		二四〇,000	六,000	三〇〇,000
"	吉久水路	吉久			六〇〇,000		二四〇,000	六,000	三〇〇,000
"	井内川東水路	井内			二〇〇,000		八〇,000	一〇,000	一〇〇,000



五、国及び県関係負担金

(1) 国及び県関係負担金総括（昭和三〇〜三八年度）

施行年度	事業名	施行場所	工種	事業量		事業費	国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
				L	W					
昭和三〇年	河之内黒岩水路 復旧工事	河之内		一六〇、四五五		六〇三、〇〇〇			立替 四七、三六	一六、二五四
昭和三一年	荅谷水路	北方		一ヶ所		二二、〇〇〇				五、六九七
昭和三二年	松瀬川庄屋池	前松		一ヶ所		一三三、〇〇〇				三、五六四
昭和三三年	農道	日浦		八七、八		二、八四三、〇〇〇				五、一七四
昭和三四年	農地	則之内		五、〇二反		三、一七〇、〇〇〇				一七、六六九
昭和三五年	田子田池	則之内				一八四、〇〇〇				六四、四〇〇
昭和三六年	債務負担災害	日浦		復旧農地 保全水路		二九三、〇〇〇				一〇一、一〇〇
昭和三七年	溜池（余野池）	地江		一ヶ所		七、三九六、〇〇〇				二〇八、五五五
昭和三八年	井戸	地江		一ヶ所		四、九四九、〇〇〇				
昭和三九年	隧道			一ヶ所		五、八一〇、〇〇〇				
昭和四〇年	法付道			二〇〇		三、九八四、〇〇〇				
昭和四一年	流路					二七九、〇〇〇				
昭和四二年	工雑					五三三、〇〇〇				
昭和四三年						四六九、〇〇〇				
昭和四四年						四九、〇六八、七〇〇				
昭和四五年						四三、六七八、三六六				
昭和四六年										
昭和四七年										
昭和四八年										
昭和四九年										
昭和五〇年										
昭和五一年										
昭和五二年										
昭和五三年										
昭和五四年										
昭和五五年										
昭和五六年										
昭和五七年										
昭和五八年										
昭和五九年										
昭和六〇年										
昭和六一年										
昭和六二年										
昭和六三年										
昭和六四年										
昭和六五年										
昭和六六年										
昭和六七年										
昭和六八年										
昭和六九年										
昭和七〇年										
昭和七一年										
昭和七二年										
昭和七三年										
昭和七四年										
昭和七五年										
昭和七六年										
昭和七七年										
昭和七八年										
昭和七九年										
昭和八〇年										
昭和八一年										
昭和八二年										
昭和八三年										
昭和八四年										
昭和八五年										
昭和八六年										
昭和八七年										
昭和八八年										
昭和八九年										
昭和九〇年										
昭和九一年										
昭和九二年										
昭和九三年										
昭和九四年										
昭和九五年										
昭和九六年										
昭和九七年										
昭和九八年										
昭和九九年										
昭和一〇〇年										
計										

(2) 国及び県関係負担金内訳

昭和三〇年度	二九年度分道前道後負担金 石手川治水同盟会負担金 三〇年度分道前道後負担金内 治水協会負担金内 土木協会負担金 急傾斜振興負担金 国道一一号線用地費	三三〇,一〇〇 五〇〇,〇〇〇 五四〇,〇〇〇 九〇,〇〇〇 一五五,〇〇〇 一、五〇八 二、〇九〇,二〇六 二、六二一,四〇六
昭和三一年度	道前道後負担金 治水同盟会負担金 土木協会負担金 葛蒲堰負担金 法界門橋負担金 黒森線負担金 国道一一号線負担金 国道一一号線用地費	一一七,〇〇〇 六五,〇〇〇 一〇五,八〇〇 四〇,〇〇〇 七九〇,〇〇〇 二五二,〇〇〇 三三,〇〇〇 四三,五五〇
計	昭和三二年度	一、八六四、六五〇
	砂防関係負担金 道路改良費寄付金 治水同盟会負担金	六、〇〇〇 三三,一四六 一五、〇〇〇

昭和三三年度	道前道後同盟会負担金 法界門橋負担金 土木協会負担金 道路改良負担金(国道一一号線) 治水同盟会特別負担金	一四〇,四〇〇 四四九,五〇四 七五,六〇〇 六〇〇,〇〇〇 四四,五〇〇
計	昭和三三年度	一、五三三,九〇〇
	道前道後負担金 砂防関係負担金 土木協力費 土木協会費 地工調査負担金 治水同盟会負担金 弓折橋負担金 上砂橋負担金 日浦地工対策負担金 待避所設置負担金 国道一一号線負担金	一四〇,四〇〇 三三,七四一 一〇,〇〇〇 一一六,九五〇 一〇,〇〇〇 一五,〇〇〇 一一七,〇〇〇 一一九,〇〇〇 一七,〇〇〇 二二,二七〇 六三,三三一
計	昭和三三年度	一、三六、五九六
	重信川治水同盟会負担金 道前道後負担金 急傾斜地帯負担金 土木協会費 土木協会負担金	三〇,〇〇〇 一四〇,〇〇〇 一、〇一六 一〇,〇〇〇 一一三,〇〇〇

治山治水負担金 地対策負担金 井内川砂防災害関連負担金 橋梁整備負担金 待避所設置負担金 計	五七、六〇〇 一一、八〇〇 四三〇、八〇〇 六〇、一〇〇 二三、七三三 一、四九六、四〇一
昭和三五年度 重信川治水同盟会負担金 相之谷橋梁架替負担金 道前道後負担金 土木協力費 土木協会費 三三年度分国道一―号線負担金 治山治水負担金 井内川災害関連負担金 道路橋梁改良負担金 橋梁整備負担金 国道一―号線負担金 待避所設置負担金 計	四五、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 三三、九三四 一〇、〇〇〇 七九、七〇〇 一、一〇〇、〇〇〇 七六、四六五 七六、二〇〇 二五、〇八〇 二、五三六、三三〇 一、〇四三、八五九 二三、七三三 五、八三五、八八一
昭和三六年度 重信川治水同盟会負担金 土木協力費 三三年度分国道一―号線負担金 道前道後負担金	四五、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一、四四、九七〇 一〇五、六三四

土木協会負担金 土木協会特別負担金 表川砂防工事負担金 県道路橋梁改良負担金 待避所設置負担金 計	一六、四〇〇 五三、四〇〇 五四、九〇〇 三三三、三四三 一八、六〇〇 二、一三三、三三六
昭和三七年度 永寿橋改良電柱移転負担金 道前道後負担金 面河川内線改良負担金 土木協会負担金 土木協力費 表川砂防工事負担金 井内砂防工事負担金 治水同盟会負担金 面河川内線特殊改良負担金 表川改良負担金 待避所設置負担金 計	一四、八七三 三三、〇〇〇 九六九、〇〇〇 二四、八〇〇 一五、〇〇〇 二六、〇八〇 一八、〇〇〇 四五、〇〇〇 一一〇、二一〇 六〇、〇〇〇 二九三、四六〇 二、〇一九、四三三
昭和三八年度 土木協会費負担金 道前道後負担金 土木協力費負担金 表川井内川災害関連負担金 治水同盟会負担金	一四、一〇〇 三三、五二八 一五、〇〇〇 三三六、〇〇〇 四五、〇〇〇

県道改修負担金	一、三〇三、四〇〇
計	二、二八四、三〇〇
昭和三十九年度	
土木協会負担金	一四、八〇〇
道後平野負担金	二七三、三〇〇
土木協力費負担金	一五、〇〇〇
表川局部改良負担金	九〇、〇〇〇
重信川治水同盟会負担金	四五、〇〇〇
砂防関係負担金	八〇、三〇〇
県道改修負担金	八六五、一〇〇
鳥の子川放水路改良負担金	一〇〇、〇〇〇
土地改良事業団負担金	三三、三九
計	一、七〇六、九一九

## 第六章 交通・通信の発達と 生活の改善

### 一、交通運輸の発達

#### (1) バスの発達

道路の整備とともに交通運輸の発達は目ざましい。昭和

三十五年七月二十三日伊予鉄バス川内営業所が出来て、その営業をはじめた頃から町内住民で松山市へ所用で行くのに、横河原駅で汽車を利用する者は極めて少なくなった。バスの発達と自動車の普及は全く交通の様相を一変させた。伊予鉄バスも次第に路線を拡大延長又は増発をはかってこの世情にこたえている。

伊予鉄バス川内営業所 昭和三十九年十月調路線回数表

開通日	復	往	路線	開通日	復	往	路線
三五、四、二〇	八	八	井内線	三七、二、二九	三	三回	新居浜線
三五、四、二〇			吉井線	二	二	二	壬生川線
三六、一〇、一五	六	六	栢志線	四	四	四	湯谷口線
三六、一〇、一五			北方海上線	三	三	三	海上滑川線
三六、一〇、一〇	五	五	川内松山線	三	三	三	松瀬川線
三五、三、三三	元	元	藤之内線	五	五	五	面河(急行)線
三五、三、三三	三	三	四国急行	一三	一三	一三	河内猪場線
三五、三、三三	一〇	一〇	高松	五	五	五	ゴルフ場線

このように路線は町内全域にわたっている。特に国道十一号線は今治市の瀬戸内バスが早くから運行していたが、最近では香川、徳島、高知の隣接県は勿論、遠く海を渡って中區、近畿地方からの観光貸切バスの往來が目につくようになった。貨物の輸送も昼夜をわかず行なわれている。

(2) 車 輛

車輛についてみると、これまた急増又急増という有様で今日の統計で明年を推測することができない。自家用、営業用、交通用として、生産に、販売に、日常通勤に、行楽に今後その数は益々上昇するであろう。町内在住者の登録



伊予鉄バス川内営業所（昭和35年）

特殊自動車	自動三輪車		普通自動車				大型自動車				建設用機械	官公署用	記号				
	乗用		貨物		乗用		貨物		乗用					貨物			
	自家	営業	自家	営業	自家	営業	自家	営業	自家	営業				自家	営業		
八、あ	七	七	六、あ	六、あ	五、あ	五、あ	四、す、せ	四、あ	三、す	三、あ	二、す、な	二、あ	一、す、な	一、あ、い	○	た、ち	昭和 三〇 三
一			六、す、せ、そ	六、あ	三	三	四、す、せ	四、あ	一	一	一	一	一	一			昭和 三〇 三



計		下り								上り								
計		一八一	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	七	七	六	五	四
二二	二一	一六八	二五	四一	五四	五六	六一	六六	七二	七五	八〇	八六	九一	一五三	四	一三	一五	二一
九	二五	一八八	一六	一一	一五	一六	一五	二二	二二	二八	二二	二八	四六	一五三	二二	二九	三三	七四
一	一	四	一	一				一			一			二		一		
三〇	三六	三九	二五	二六	三二	三三	二六	三二	三〇	一五	二〇	二七	三六	三三	三三	四〇	五四	二八
三七	二三	二二四	二八	一七	一六	一四	三〇	一九	一四	九	八	一四	一二	二四三	二六	三三	二七	一八
六三	八〇	三八〇	五三	三四	三八	二二	三〇	三九	二八	三九	三二	二六	二二	三八二	三	四	二九	三
	一	七				一	二		一			二	一	九	一	三	四	
二〇	二六	一七二	二二	一〇	一一	一四	一〇	一七	一〇	一二	一〇	一五	二〇	一六五	一四	二四	一四	一八
一一〇	一三〇	七三三	九二	六二	六五	五〇	七二	七五	五三	六一	四九	六五	五七	七八	七三	八八	六〇	六一
三三	七六	三八九	二六	四三	四一	二七	四三	三五	一八	四四	二〇	三八	二七	三六〇	三六	三四	二四	四一
二六	四一	三二九	三〇	三八	一九	二八	一八	一八	一三	一六	一六	九	一六	二二七	二五	一七	一六	一三
二九	五三	二二六	一〇	五	二三	二二	二二	二〇	二〇	一七	一九	三〇	一八	三六	一五	一八	二七	一六
一	八	一八				二	四	一	三	二	二	一	三	二〇		一	一	四
八八	一七七	八七二	六六	八六	八二	八七	八八	七三	五三	八〇	五七	七九	六二	八三三	七六	六九	六八	七四
		七				七								九				九
二〇八	三〇七	一、六五二	一五八	一四七	一四七	一四七	一四〇	一四八	一〇四	一四一	一〇六	一四四	一三九	一六三〇	一四九	一五七	二八	一四四

上り										上下の別														
計	一八一 一九	一七	一六	一五	一四	一三	一三	一二	一〇	九	八	七八	時間	歩行者	自転車	荷馬車	二輪車	自動車	貨物自動車	特殊	小計	軍用車類	合計	
二〇	一六	四	一										二	二	三	一								
六八	五	一〇	六	六	一	三	七	五	六	四	六	九												
二四八	四	三	六	一	八	一	二	二	五	一	七	二	二	二	〇	一	五	二	三	三	三			
五九	四	八	六	四	三	二	一	四	六	二	一	四	五											
一八一	四〇	四一	三〇	四七	四七	四四	四三	四三	四九	五九	二六	一四												
一五六	一九	一六	一三	一〇	一一	九	九	八	八	二四	二八	二												
六九六	六三	六五	四九	六二	六二	五五	五三	五四	六三	八五	五八	三〇												
三八二	四九	三七	二二	二八	三五	三二	三八	三一	三五	三三	三三	二九												
三八七	三三	四〇	三七	三〇	三七	三四	二九	三四	五一	四三	一三	一八												
二七五	一六	一四	二三	二三	三一	二四	一九	二六	三三	三八	一六	一三												
三五五	二四	二三	四四	二四	三八	二八	三三	三三	四三	二九	二三	一四												
五四		一	六	七	三	四	七	五	七	六	六	二												
一、四五三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一												
四					一	一																		
二、一五三	一七	四	一〇	一八	二七	二六	一七	一七	八五	三三	三四	一四												

交通調査 昭和四十二年二月二十一日(火) 曇、昼間、国道11号線(南方下沖) (四国地方建設局)

計																								
計	一八一 一九	一七	一六	一五	一四	一三	一三	一二	一〇	九	八	七八	時間	歩行者	自転車	荷馬車	二輪車	自動車	貨物自動車	特殊	小計	軍用車類	合計	
三〇	二五	四五	六七	一〇	一七	一〇																		
三四〇	三九	四〇	三七	二三	九	二〇																		
六	一	一	一																					
六五八	七三	八〇	五九	四三	五四	五																		
四五六	五	三九	三三	三三	三六	三六																		
七三二	八三	七五	六七	五五	六二	七																		
一六		一		四	六																			
三三七	二六	三四	二五	六	六	三三																		
一、五七二	一六	一四	二五	一九	一三	一三																		
七四九	六二	七七	六五	五七	八四	六																		
四六六	五五	五五	三五	四四	三一	三〇																		
四六二	二五	二三	四九	四七	三九	四三																		
三八			一	三	八	二																		
一、六九五	一四	一五	一五	一五	一六	一五																		
一六				七	九																			
三、三三二	三〇	三四	二七	二七	三〇	二六																		





計											計					
計	六	五	四	三	二	一	二	三	二	一	一九	計	六	五	四	三
一七	七	五	四	三	二	一	二	三	二	一	一〇	一七	七	五	四	三
一											一	一五				
三三	一〇							一	二	二	七		七			
四九	五	一	二			一		四	五	二	一七	三三	二	一	一	
三六				一		一	四	四	五	三	一〇	一五				
三三三	八	四	八	六	一	四	一五	一七	三〇	四一	六四	一六五	三	一	五	三
五八	七		二					三	四	五	一六	二八	三		二	
四一九	一五	四	一〇	六	一五	一五	一八	三七	四九	七四	七七	二〇八	六	一	七	三
一七七	一四	七	三	三	四	六	五	八	一九	三三	四四	八二	八	三	一	一
一四七	二	七	八	五	八	三	六	七	一一	一七	二二	七九	二	四	四	二
一四一	七	一			四	五	三	九	一四	一四	三〇	七七	二			
二六七	二三	二六	一五	一五	一二	一八	一六	一八	一四	二六	三五	一四三	一	七	一五	一〇
六	三						一		一		一	四	三			
七三八	六八	四三	二六	二二	二六	三三	三二	四三	五九	八〇	一三七	三九五	四	二	二	一五
一	一										一七九	三八五	二	三	二	八
四、二五八	八四	四七	三六	二九	四三	四七	四九	七九	一〇八	一五四	二〇四	五九三	四八	三	三	二

(3) 交通安全協会

目的を強力に推進することになった。

昭和三十年六月に川上、三内両地区に交通安全協会ができた。従前からあった交通安全協会と運転者協会が、発展的に解散して交通安全協会を結成発足したもので、会員相互の親睦を図り、交通道義の高揚と交通の安全を保持する

町内の自動車所有者と運転免許所持者全員を会員として  
 会員数 二、〇〇〇人  
 理事 二九人

監事

六人

支部長

川上地区

今井 勇

三内地区

佐伯 十郎

定款に掲げる事業としては

一、会員相互の連絡協調

二、運転者の講習会、研究会の開催

三、地域内の交通環境の整備

四、地域内で交通道德の高揚

五、その他

であるが特に一般に感謝されている具体的活動としては、交通事故○の日の街頭指導、又平日は随時歩行者の通行、自転車の乗り方の指導、夜間は公民館で老人、婦人と交通座談会を開く、或は交通危険箇所調査及び交通標識の設置等があげられる。自発的積極的な安全協会役員の熱心な行績は高く評価されている。

## 二、通信、放送の発達

### (1) 通信放送の発達

普通郵便物は最近急激に増加してきた。それは商工業の

近代化が宣伝戦

につながるから

でもある。電報

の漸減して来る

のは交通の利便

や電話の普及に

よるものと思わ

れる。町内関係

においては有線

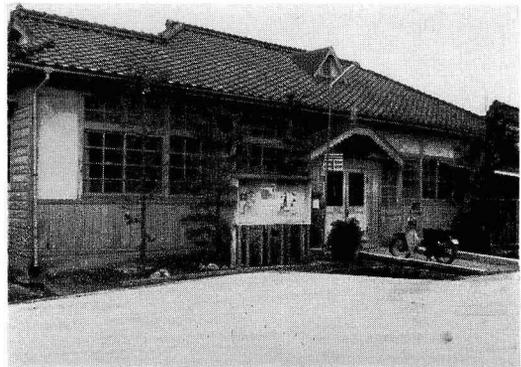
放送電話の普及

が、大きな役割

を果している。

川内郵便局調 (昭和四一、三)

昭和三〇年		昭和四一、三		電話加入者
発	受	発	受	
九五〇	一、二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六
一〇	一五	一〇	一五	三四



川内郵便局 (昭和4.2.11)  
大字北方小坂

四一	受	四、九〇〇	一五	二七
発	三、五〇〇	六		

ラジオは小型が普及してきて、その実態調査はむづかしい。テレビは町内で地勢的に受信困難な地域もあって、放送の改善が望まれているのである。郵便局調では三戸に一台の割であるが実状はこれ以上であろう。新聞は地方紙の愛媛新聞が大多数の読者をもっているが、各種類のものを入れると全戸に行きわたっている。

川内郵便局調	ラジオ受信者	テレビ受信者
昭和三〇、三、	一、一九三	不詳
〃 三九、六、三〇	七三九	八三〇
〃 四一、三、	六三九	八七〇

## (2) NHK川内UHFテレビ局の開設

従来川内町には地勢の関係上NHKのテレビ受信の困難な地区があって、放送施設の新設は多年の要望であったのである。本町は重信町の協力を得て塩ヶ森に道路を新設し、NHKはここに放送塔の設備を完了した。NHK川内



NHK川内テレビ局開局式

UHFテレビジョン局（総合五七、教育四五チャンネル）の開局式が昭和四十二年三月六日川内町役場で行なわれた。

これによって川内、重信両町の今までの感度不良の地区は非常に良質な画像が受信できることになった。UHF電波（極超短波）による放送であるからこれらの受信には、UHF専用のアンテナとコンバーター（電波をかえる装置）の取付が既有的の受信装置に必要となる。

尚塩ヶ森はこれまで航空灯台のある所で標高五二五米、最近県立自然公園指定地にもなり、登山道が開通しており、附近の公園化等と相まって名勝地として道後平野の展

望を樂しむ、手頃なコースとなった。

### 三、川内町の有線放送電話

#### (1) 沿革

昭和三十年四月三内村、川上村二ヶ村の合併が行なわれたが、これに先だち両村に於ては既に有線電気通信設備（磁石式私設電話）の設置を見ている。

昭和二十八年六月旧三内村に於て、その地理的条件、交通の諸点から考慮して、村政の通達広報或は非常災害時の通信等の円滑迅速化を目的として、約一四〇万円を投じて有線電気通信設備（磁石式私設電話）を設置した。この設備こそ後に有線放送電話の母体となったものである。その後昭和三十年二月旧川上村に於ても行政事務連絡の円滑化を目ざして、西組、鳥ノ子、三軒屋、川筋等の六ヶ所に磁石式私設電話を設置した。このように合併前に簡易な通信設備として成果をあげていたが、昭和三十年四月の合併に伴ない新村建設計画の一環として両施設を合体して、川内村有線電気通信設備として拡充整備がなされた。つづいて昭和三十三年六月「有線放送電話に関する法律」の施行

をみるに至り、工費約一八五万円をもって共電式有線放送電話設備の整備を行ない、昭和三十三年十二月一日川内町有線放送電話として業務を開始した。爾後昭和三十八年度まで増設・新設を重ね、加入者八八六戸、普及率三十六パーセントまで達した。

次にこの設備及び経過の概要を記す。

三内村有線電気通信設備 磁石式電話

認	可	昭和三十八年六月二二日
普	工	昭和二十八年一月一日
竣	工	昭和二十八年二月三十一日
工	費	一四〇万円
通信方式		音声周波電話
主なる通信事項		村政上の通達広報事項及び非常災害用の通信
設備の設置場所		本部 三内村役場 西谷地区、東谷地区、上谷地区
設備の概要		交換機 二〇回線磁石式交換機 一台 電話機 磁石式壁掛電話機 三十二個 中継器 なし 継電器 なし
線路の概要		巨長 一九、九六六杆 架空線 単復別 復線 並鉛引鉄線 二・五耗 三耗 四耗

安全装置	十二号安全器
回線数	一〇回線

川上村有線電気通信設備

認可	昭和三〇年二月八日
通信方式	音声周波電話
主なる連絡事項	村の行政事務連絡等
設備の設置場所	本部川上村役場 西組、鳥ノ子、三軒屋、松瀬川小学校 音田、川筋の各出張所
設備の概要	交換機 なし 電話機 磁石式壁掛電話機 九個 中継機 なし 継電機 なし
線路の概要	巨長 八杆（川上村役場から松瀬川地区を通過して川筋に至る） 架線別 複線 単複別 複線 線条 二耗 裸鉄線
安全装置	十二号安全器

川内村有線電気通信設備

統合	昭和三十一年二月
通信方式	音声周波電話
主なる通信事項	村の行政事務連絡

設備の設置場所	本部 川内各部落に 一各部落に 結ぶ
設備の概要	交換機 磁石式交換機（二〇回線）一台 電話機 磁石式壁掛電話機 七五個 中継機 〃 継電機 〃 架線別 四六・六杆 単複別 複線 線条 二耗 四六・五杆 三耗 〇・一杆
線路の概要	架線別 四六・六杆 単複別 複線 線条 二耗 四六・五杆 三耗 〇・一杆
安全装置	十二号安全器
添架、共架	なし

川内町有線放送電話 共電式電話

業務開始	昭和三十三年十二月一日
業種	法第二条第二号該当
有線放送の場所	川内町役場
有線放送の事項	1、日本放送協会放送局の発する電波の内 時報、ニュース、ラジオ体操、気象通報、 その他住民に必要な放送の再発信 2、公報伝達、緊急災害関係等の放送 3、町民の利益となる各種情報の提供、指 4、町民の利益となる各種情報の提供、指 5、其の他周知を必要とする事項
有線放送の区域	川内町一円
運用時間	午前五時から午後九時三十分まで随時



三五			八七、〇四〇		五四四	三三	六
三六		交換室移転	九七、五四〇	二元	七五五	三	夜間就業
三七			九、一九〇	三	七六五	三	八
三八			九、三三〇	八六	六	六	
三九				増設中止			新計画中
四〇	二座席交換器		六五、四〇〇	二四	一、三二	五三	九
四一	交換室改造			一、三六	五七		

(2) 施設の改善及び普及状況

設置以采約十年の歳月を経て、本部、線路設備等に老朽化が目立ち、又加入希望者の増大に伴い施設の増強改修に迫られてきたので、昭和三十九年から施設の改修工事計画に着手した。有線放送電話運営委員会では会合を重ね各種改修計画を検討した後、各地区説明会を開いて、改修基本計画について説明討議を行なった。この結果大多数の支持を得て

- (一) 本部設備並びに線路設備の改修をする。
- (二) 全戸数の約九割まで加入可能な線路設備とする。
- (三) 既設設備は可能な限り利用する。

四 共電式一般方式とする。

但し交換機は将来秘話装置、個別呼出装置及び公社線に接続するのに可能な設備とする。

(四) 線路線条はPVC被覆SSケーブル、RPワイヤー、DW線、裸硬銅線とする。

(六) 一回線十五加入以内とする。

(七) 設計施工は公社接続基準による。

等の基本計画が決定した。加えて資金計画も成立したので急いで改修工事にかかることとなった。

昭和四十年九月二十二日指名競争入札執行

日本電気株式会社

請負



総括	計	交換室改造費	一八、八三、三四円	
		工事金額	一八、五元、三四円	増設費含む。
線路設備	計	線増設	三六戸三心PVC銅線	藤倉電線(株)
		宅内増替	三六戸三心PVC銅線	
		棒取替	三五本A型金属接地棒(公社規格)	
		地増替	三五本A型金属接地棒	
		保安増設	MS-A型使用	(株)三光社
		器取替	三五ヶ	
		計	三五ヶ	
		送受器	NTTC-1	日本電気(株)
		計	NTTC-1	
		計	NTTC-1	
線路設備	計	線条	〇・九×二	SH-RD
		〇・六×二	SSケーブル	
		〇・八×二	SSケーブル	
		〇・九×二	複合SSケーブル	
		〇・六×二	SSケーブル	
		〇・八×二	SH-SSケーブル	
		〇・九×二	SSケーブル	
		〇・六×二	SSケーブル	
		〇・八×二	SSケーブル	
		〇・九×二	SSケーブル	
線路設備	計	硬銅線	三、四五m	藤倉電線(株)
		〇・九×二	硬銅線	
		〇・六×二	硬銅線	
		〇・八×二	硬銅線	
		〇・九×二	硬銅線	
		〇・六×二	硬銅線	
		〇・八×二	硬銅線	
		〇・九×二	硬銅線	
		〇・六×二	硬銅線	
		〇・八×二	硬銅線	

#### 四、生活の改善

衣、食、住は地理的な温暖乾燥の度合、風雪の差異、物資の流通、生産と需給の状況、時代の流れと生活様式の変化等に影響されることが多い。最近のそれは生活程度の向

上とともに、十年前とは比較にならぬ程の改善進歩をみせている。

##### (1) 衣 生 活

衣生活は時代的流行の変化の多いものであるが、和装洋装をとわず、生活様式・身体と個性に適應した、活動的なものがとりいれられるようになった。礼装、平常着、作業着、スポーツ用、学生用、雨天用、防寒用、そのいずれによらず、科学的な改良進歩が目ざましく、材質、色彩と柄、仕立型みな斬新を競っている。

##### (2) 食 生 活

食生活の改善が叫ばれてからすでに久しい。食糧問題から日本人の体質改善にまで発展して、今や生活改善の重要な部分として大きく取扱われてきた。生活改善普及員や、保健所員の指導をうけ、時にはキッチンカーの出動もあって、栄養とカロリーによる科学的な調理講習が、山間避地まで行なわれている。又テレビ等の普及もあって、この方面の知識と研究は大いに進み、栄養食献立は育児とともに主婦の二大関心事である。乳幼児食、老人食、病人食は主として母子センターが、又農繁期の保存食や共同炊事、家

族構成と体質の適応食、自給材料の栽培育成は婦人会や婦人学級が中心となって研究し——既に農繁期の共同炊事は大字北方、松瀬川、南方八幡地区では実施してきた——。

インスタント調理でつまされない課題ととりくんで、食生活の改善は長足の進歩をしたのである。

尚この食生活の発達には、学校給食の普及が大いにかげの力となっていることもたしかである。学校給食は、世界第二次大戦以前は欠食児童の救済策として扱われていたのであるが、大戦後は食糧対策としてアメリカの放出物資粉乳の供与をうけて、学校給食がすすめられた。その後教育施策として、食生活の改善、体質の改良、共同食と集団教育という視野から、この給食を評価するようになり、昭和二十九年学校給食法（昭和二九・六・三、法律第一六〇号）が公布され、次第に普及してきた。川内町も三内地区が先鞭をつけ、三内農協のパン工場の附設とともに発達した。

各学校の完全給食実施状況は次のようである。

（昭和三五、一〇、一）

川上小	六五	六	四	二	七〇	毒機	三、五、一
受給週回数	人	人	坪	千円	ミキサ	皮は	粉乳給食
調理室	調理施設	設備費	主な設備	沿	革		
者数	回数	面積	費用	機	機	機	開始
六五	六	四	二	七〇	毒機	三、五、一	

松瀬川小	六	六	一	一〇		ミキサ	昭七、七、一開始
東谷小	二四	六	二	二五		消毒機	三〇、三、二開始
西谷小	二五	六	一	一二		ミキサ	三、二、八開始
上谷小	四	六	一	七		野菜裁断機	三、四、〇開始
滑川小	二六	六	一	八		冷蔵庫	三、三、一開始
川内中	八二	六	四	三〇		ミキサ、皮は	三、三、二開始
川上幼	七	三	校委	小		機、洗機、消毒	三、三、一改造
東谷幼	三	三	託	小			
西谷幼	六	三	託	小			

### (3) 住生活

最近新しい様式の住宅の建築が目につく。県の農業祭にはきまって農村住宅のモデルが展示されている。生産又は職業の場所と住宅とを別に考えるようになったのは今日のが常識である。したがって住宅建築の設計にも工夫のあとがうかがわれ、屋内の調度にも電気機械器具がつかわれ、洋式の家具が整えられるようになった。住宅以外の建築に

